

# GIFU

# HOZEN

岐阜県環境保全協会報

2000／第44号

平成12年9月30日発行

題字：梶原拓岐阜県知事



社団法人 岐阜県産業環境保全協会

## 目 次

特 集	廃掃法の改正(概要) ..... 岐阜県環境配慮事業所(E工場)登録制度の創設について 岐阜市環境部環境管理課 ..... 27	1
	岐阜市の自然環境の保全と対策 ..... 岐阜市環境部環境管理課 ..... 30	
特 集	わがまちの産業廃棄物問題と対策 ..... 真正町長 矢野 勝 ..... 32	
	笠原町長 水野 隆夫 ..... 33	
トピックス	美濃市曾代地区「放置廃タイヤ撤去」 11,500本、県に協力実施 ..... 34	
	「環境フェスタ・ぎふ」 「地球環境村ぎふフェア'2000」同時開催 ..... 35	
協会だより	第2回・第3回理事会開催 ..... 37	
	第2回各委員会開催 ..... 37	
	廃棄物処理施設の視察 ..... 37	
	「社団法人岐阜県産業環境保全協会」知事表彰受賞 ..... 37	
	全国正会員事務局長会議開催 ..... 38	
	岐阜県家電リサイクル推進協議会の設置並びに設立協議会の開催 ..... 38	
	平成12年度岐阜県産業廃棄物不法処理防止連絡協議会会議の開催 ..... 38	
	平成12年度第1回中部地域協議会の開催 ..... 39	
	改正「廃棄物処理法」等法令説明会開催(予定) ..... 39	
	厚生大臣認定産業廃棄物処理関係各種講習会 ..... 40	
	新規加入会員の紹介 ..... 41	
お知らせ	解体工事施工技士資格試験のご案内(平成12年度) ..... 44	
	産業廃棄物管理票(マニフェスト)購入申込書 ..... 45	
	協会作成図書等のご案内 ..... 39・46	
	会員(企業)紹介 ..... 36・47-54	
編集後記	..... 46	

## 廃掃法の改正（概要）

ご承知のように、廃棄物の抑制や再生利用等による廃棄物の減量等を目指した廃掃法の改正がさきの国会（平成12年第147回通常国会）において行われました。以下に、その概要を紹介します。

### （1）廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律の一部を改正する法律の概要

#### 第1 改正の趣旨

廃棄物について適正な処理体制を整備し、不適正な処分を防止するため、国における基本方針の策定、廃棄物処理センターにおける廃棄物の処理の推進、産業廃棄物管理票制度の見直し、廃棄物の焼却の禁止、支障の除去等の命令の強化等の措置を講ずるとともに、周辺の公共施設等の整備と連携して産業廃棄物の処理施設の整備を促進することとする改正を行うこと。

#### 第2 改正の内容

##### 1. 廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正

###### （1）国的基本方針

環境大臣は、廃棄物の排出の抑制、再生利用等による廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために基本的な方針を定めなければならないものとすること。

###### （2）都道府県廃棄物処理計画

- 都道府県は、（1）の基本的な方針に即して、当該都道府県の区域内における廃棄物の減量その他その適正な処理に関する計画を定めなければならないものとすること。
- 国及び都道府県は、都道府県廃棄物処理計画の達成に必要な措置を講ずるように努めるものとすること。

###### （3）都道府県の行う産業廃棄物の処理

都道府県は、産業廃棄物の適正な処理を確保するために必要であると認める産業廃棄物の処理をその事務として行うことができる旨を明確化すること。

###### （4）多量排出事業者の処理計画の策定

多量の産業廃棄物を生ずる事業場を設置している事業者は、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成して、都道府県知事に提出し、及び計画の実施状況を報告しなければならないものとすること。

# 特 集

## (5) 廃棄物処理センター制度の見直し

### ① 廃棄物処理センターの指定要件の緩和

指定の対象を現行の公益法人から、国・地方公共団体の出資等に係る法人（株式会社等を含む。）及び民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（PFI法）の選定事業者（PFI会社）に拡大すること。

### ② 都道府県設置数制限の撤廃

都道府県に一ヵ所とする設置数の制限を撤廃すること。

### ③ 業務の拡大

市町村の委託を受けて行う一般廃棄物の処理、処理施設の建設等を業務に追加すること。

## (6) 廃棄物の適正処理のための規制強化

### ① 廃棄物処理業の許可の取消し等の要件の追加

- この法律若しくはこの法律に基づく处分に違反する行為に関与したとき等を廃棄物処理業の許可の取消し等の要件に加えること。
- 産業廃棄物処理業の許可の欠格要件を追加すること。

### ② 廃棄物処理施設の設置に係る許可要件の追加

- 申請者の能力が、設置計画及び維持管理計画に従って施設の設置及び維持管理を的確に、かつ継続して行うに足りるものとして定める基準に適合するものであること等を追加すること。
- 都道府県知事は、廃棄物焼却施設の過度の集中によって、大気環境基準の確保が困難となると認めるときは、設置の許可をしないことができるものとすること。

### ③ 廃棄物処理施設の設置に係る許可の取消し等の要件の追加

- この法律若しくはこの法律に基づく处分に違反する行為をしたとき等を廃棄物処理施設の設置に係る許可の取消し等の要件に加えること。

### ④ 廃棄物処理施設の譲受け等に関する許可等

廃棄物処理施設を譲り受け、又は借り受けようとする者は、都道府県知事の許可を受けなければならないもの等とすること。

### ⑤ 産業廃棄物管理票（マニフェスト）制度の見直し

ア 排出事業者は、最終処分までの処理が適正に行われるよう必要な措置を講ずるよう努めるとともに、最終処分の確認が可能となるよう次の義務を追加する。

○最終処分者は、管理票交付者（排出事業者、中間処理業者）に送付している現行制度の管理票の写しに、最終処分の終了した旨を記載すること。

○中間処理業者は、最終処分の終了した旨を記載した管理票の写しを管理票交付者へ送付すること。

○管理票交付者は、最終処分の終了した旨を記載した管理票の写しの送付がないときに、状況把握及び適切な措置を講ずること。

イ 産業廃棄物処理業者は、産業廃棄物の処理を委託していないにもかかわらず、虚偽の記載をした管理票を交付してはならないものとすること。

⑤ 廃棄物の焼却の規制

何人も、廃棄物処理基準に従って行う場合、他の法令による場合又は公益上、社会の慣習上やむを得ないもの等として政令で定める方法による場合を除き、廃棄物を焼却してはならないものとすること。

⑦ 不適正処分に関する支障の除去等の措置命令の強化

- 管理票の写しの送付を受けない場合に適切な措置を講すべき義務等の管理票に係る義務に違反した者及び不適正処分に関与した者を措置命令の対象とすること。
- 不適正処分を行った者等に資力がない場合で、適正な処理料金を負担していないとき、不適正処分が行われることを知り、又は知ることができたとき等の要件の下で、排出事業者を措置命令の対象とすること。

⑧ 罰則の強化

- 産業廃棄物管理票、廃棄物の焼却の禁止等に関する規定等の違反に対する罰則を新たに設けるとともに、所要の罰則を強化すること。

2. 産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律の一部改正

(1) 特定施設の要件の緩和

一定規模以上の焼却施設、最終処分場等と共同利用施設等から構成される一群の施設を特定施設に追加すること。

(2) その他所要の規定の整備

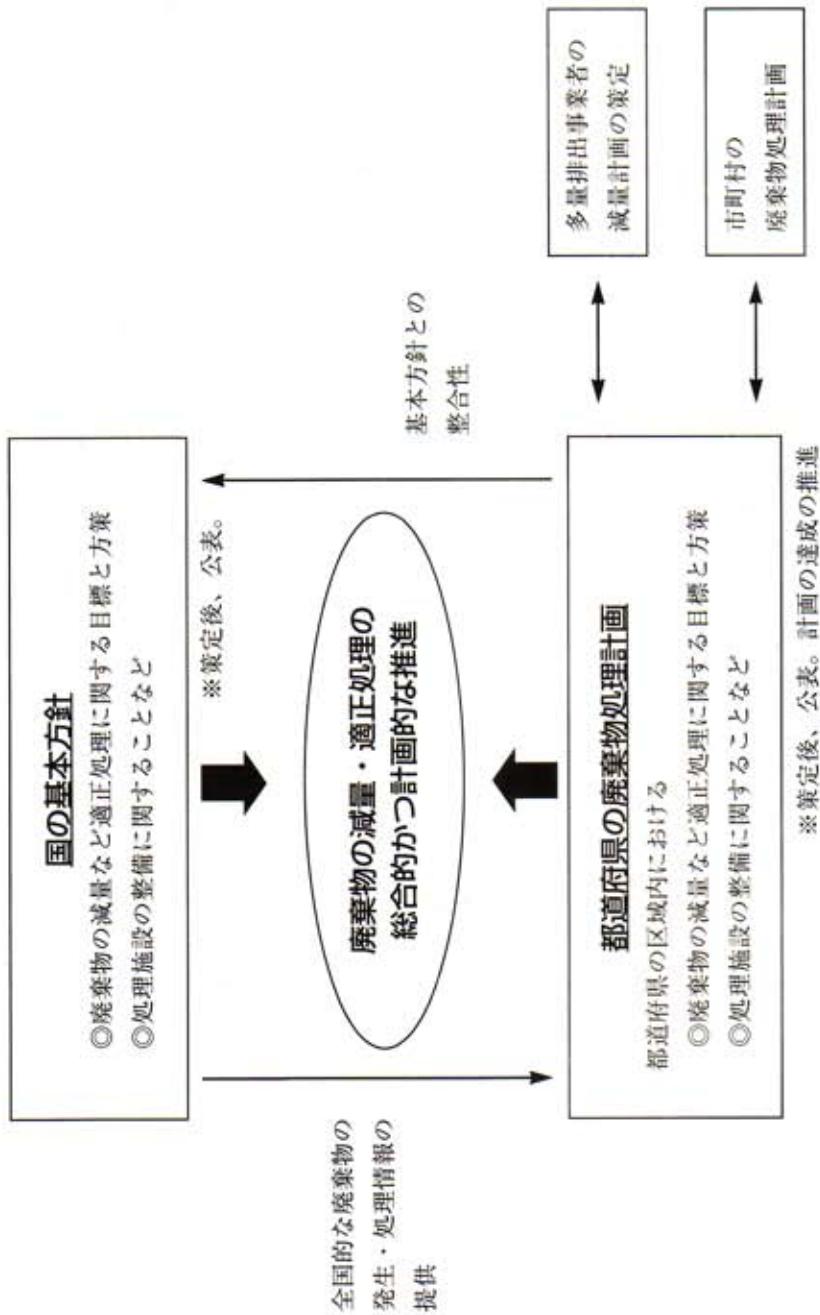
第3 施行期日

平成12年10月1日

1(3)(5)、2については、公布の日

1(1)、(2)、(4)、(6)⑤～⑦については、平成13年4月1日

## (2) 廃棄物の減量・適正処理の計画的推進の枠組みについて



## 多量排出事業者に対する減量計画

### 制度の概要

- ・多量排出事業者について都道府県知事が必要と判断する者に、計画策定を指示することができる。(平成3年改正で制度化)
- ・廃棄物の減量を促進する仕組みとして、平成9年の廃棄物処理法改正で明確化

### 計画策定の状況

- 平成4年度～平成11年度の処理計画
- 作成指示状況（累積）

	建設業	製造業	その他	合計
指示数	7,613	10,791	1,047	19,451
作成数	4,757	9,098	951	14,806

- ・平成11年度は、4月～12月末までの状況
- ・作成指示自治体数は、58／94都道府県・保健所設置市
- ・作成数については、作成中の件数は計上していない。

### ○計画の主な内容

- ・目標年度
- ・発生抑制・分別・再生利用等の計画目標量
- ・目標達成に向けた取り組み方法
- ・管理体制 等

(3) 公共関与による施設整備の促進について

**公共関与による産業廃棄物処理施設の整備促進**

	改 正 後	改 正 前
<b>都道府県</b>	<p>都道府県の役割の明確化 都道府県計画に基づく処理施設整備の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○許可・監視・指導</li> <li>○広域的に処理することが適当な産業廃棄物を処理することができる。</li> </ul>
<b>廃棄物処理センター</b>	<p>モデル的施設への国庫補助 指定要件の緩和 業務の見直し</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○産業廃棄物の適正かつ広域的な処理           <ul style="list-style-type: none"> <li>・地方公共団体が出資した財団法人を厚生大臣が指定</li> <li>・特別管理一般廃棄物等も併せて処理</li> </ul> </li> </ul>
<b>大規模な事業者による第三セクター又は民間事業者による</b>	<p>特定施設の要件緩和 特定周辺整備地区の要件緩和</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○産業廃棄物の効率的・適正な処理           <ul style="list-style-type: none"> <li>・産業廃棄物処理施設を一体的に整備</li> <li>・特定周辺整備地区において公共施設の整備を促進</li> </ul> </li> </ul>

## 産業廃棄物処理への公共関与の変遷

産業廃棄物は民間による処理が原則

《処理施設の設置がひっ迫（主に最終処分場）》

- 公共関与の処理に関する制度の創設
  - ・廃棄物処理センター（H 3）
  - ・環境事業団による建設譲渡事業（H 4）
- 優良な民間業者等の処理に対する公的支援制度の創設
  - ・産廃新法の特定施設（H 4）

《処理施設の設置が停滞（主に最終処分場及び焼却施設）》

（制度面の措置）

- 公共関与の処理に関する制度の拡充
  - ・廃棄物処理センター（H12改正）  
指定要件の緩和（国又は地方公共団体の関与する株式会社等及びPFI法人の追加）  
業務内容の拡大（通常の一般廃棄物）
  - ・環境事業団による建設譲渡事業（H11改正）  
対象施設の拡大（従来の最終処分場に焼却施設を追加）
- 優良な民間業者等の処理に対する公的支援制度の拡充
  - ・産廃新法の特定施設（H12改正）  
最終処分場、焼却施設等についての要件緩和（2種類→1種類）

（予算面の措置）

- 産業廃棄物処理施設のモデル的整備事業（H12年度新規事業）
  - ・都道府県等が行う廃棄物処理センターの産業廃棄物処理施設（最終処分場及び焼却施設）に対するモデル的補助（1／4）

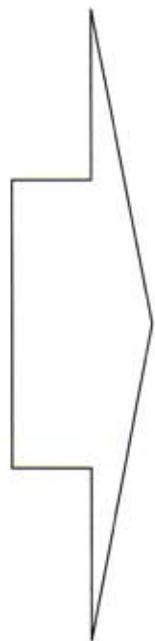
## 廃棄物処理センターの役割の充実

- 産業廃棄物等の適正かつ広域的な処理の確保をして、  
平成3年改正により創設
- 地方公共団体と民間事業者が共同して設立した財團法人を  
厚生大臣が各都道府県ごとに1つに限り指定し、支援する  
仕組み

(参考)

現在の指定状況

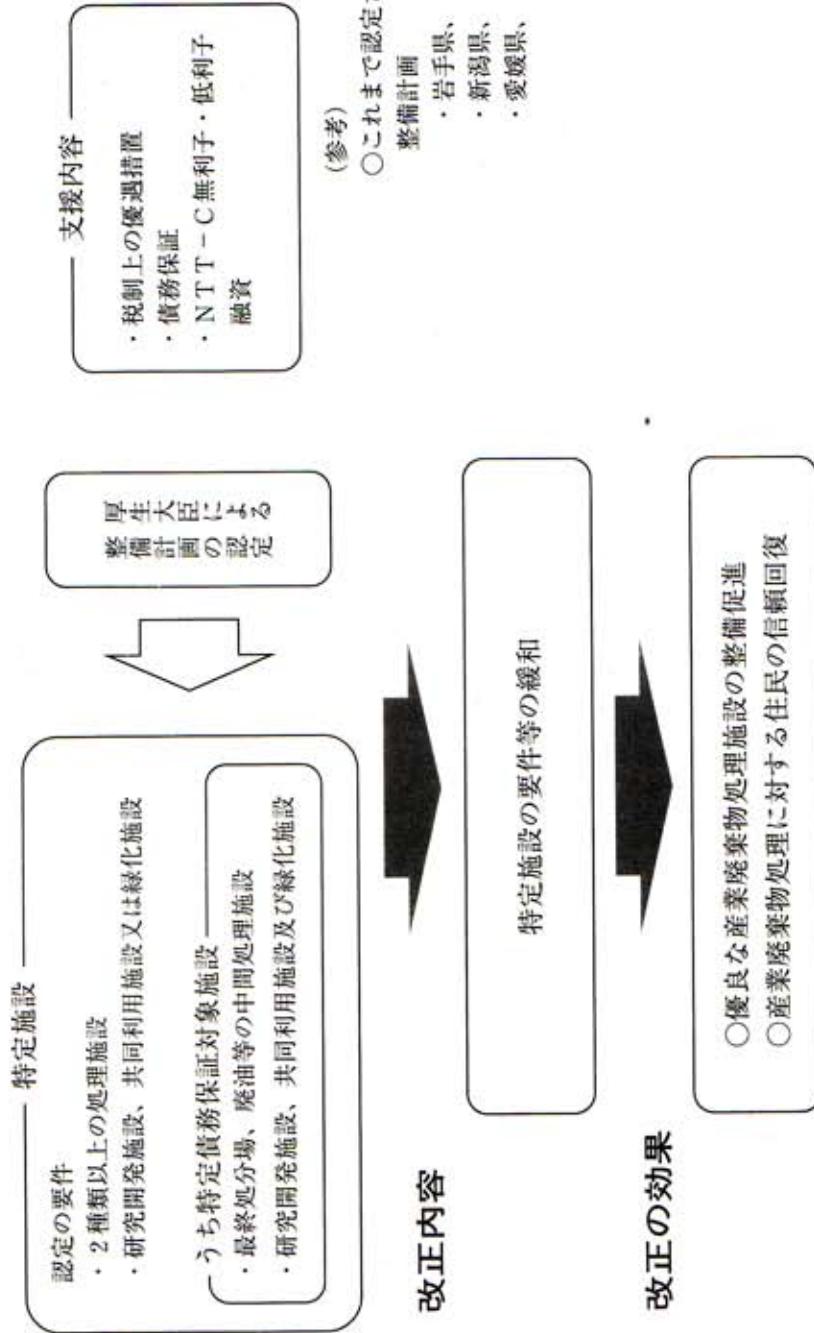
岩手県\*、大分県\*、  
長野県、愛媛県\*、  
香川県、新潟県\*、  
高知県、兵庫県、三重県  
(\*印は施設が稼働中のもの)



# 産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律の改正

## 1. 制度の内容

産業廃棄物の処理を効率的かつ適正に行うための一群の施設（特定施設）の整備を周辺地域の公共施設の整備との連携に配慮しつつ促進



## 2. 改正内容

## 産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律（産廃新法）の改正の概要

### ○ 特定施設の要件緩和

複数の処理施設という要件を緩和し、近年特にひっ迫が著しい最終処分場、焼却施設及び建設廃棄物処理施設については単独でも可能とする。

なお、昨年制定されたPFI法の附則においても、特定施設の要件が緩和されている。

（従来）複数の処理施設 + （研究開発施設又は共同利用施設）

（改正）複数の処理施設（ただし、一定規模以上の最終処分場等については単独で可） + （研究開発施設、共同利用施設又は緑化施設）

### （支援措置の概要）

① NTT-C無利子融資等の政策融資（特定債務保証対象施設）

② 特別土地保有税の非課税等の税制上の優遇措置（特定周辺整備地区）

③ 産業廃棄物処理事業振興財團による債務保証

### ○ 特定周辺整備地区の要件緩和

「生活環境等が著しく変化するおそれがあると認められる地区であって、その変化による影響を緩和するために公共施設の整備を図ることが適當と認められる地区」を「生活環境の保全を図るために公共施設の整備を図ることが適當と認められる地区」に変更する。

### （主務大臣）

建設大臣、自治大臣、農水大臣及び運輸大臣

### （対象施設）

都道府県知事又は市町村長が整備する道路、公園その他の公共の用に供する施設

### （期待される効果）

・国庫補助の優先配分

・単独事業への起債措置への配慮・特別公付税措置

・周辺整備基金への民間事業者からの負担金に対する損金算入措置

## 特定施設に対する財政上・税制上の特例措置の概要

なお、廃棄物処理センターにおいては、特定施設の整備計画の認定を受けることにより、特定施設に係る下記の特例措置が講じられる他、産業廃棄物の処理に係る業務に関する基金に対する事業者の出金についての損金算入等の特例が講じられることになっている。

税 制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・所得税・法人税；初年度の特別償却（一般の設備の償却率に上乗せ）</li> <li>　　；土地等の譲渡所得の特別控除</li> <li>・特別土地保有税；非課税（施設の種類の限定なし）</li> <li>・事業所税；資産割・新增設分に対し非課税</li> </ul>
債 务 保 証	<ul style="list-style-type: none"> <li>・産業廃棄物処理事業振興財團に基金造成（国、県、産業界）</li> </ul>
公 共 施 設 の 整 備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国庫補助事業；国庫補助の配分に対する配慮等</li> <li>・地方単独事業；地方債の起債認可についての配慮や特別地方交付税措置等</li> </ul>
政 策 融 資	<ul style="list-style-type: none"> <li>・NTT-Cタイプ無利子又は低利子融資（一部の構成施設に適用、融資比率50%以内）</li> <li>・上記に上乗せする形で日本政策投資銀行政策金利II融資（融資比率は上記と併せて70%以内）</li> </ul>
そ の 他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・産業廃棄物処理事業振興財團の基金のうち、特定債務保証対象施設に対する債務保証分に対する国庫補助</li> <li>・産業廃棄物処理事業振興財團の基金のうち、地方公共団体からの協力金の提出に対する地方交付税措置</li> <li>・産業廃棄物処理事業振興財團の基金のうち、民間事業者からの負担金の拠出に対する損金算入等の特例</li> </ul>

## 産業廃棄物処理施設のモデル的整備事業の概要

目 的	都道府県が行う廃棄物処理センターの産業廃棄物処理施設整備に対してモデル的に補助を行い、安全性に十分配慮するなど周辺住民の理解が得やすい施設整備に必要なノウハウ及び円滑な事業経営に必要なノウハウを都道府県に蓄積させることにより、今後の施設整備を推進しやすい体制を構築することを目的とする。
補 助 対 象 施 設	各都道府県ごとに、次に示す一種類の施設につき1箇所とする。 (1) 最終処分場（埋立面積1ha以上のものに限る。） ① 管理型処分場 ② 安定型処分場 (2) 焼却施設（処理能力100t/日以上のものに限る。） ① 産業廃棄物の焼却施設 ② 感染性廃棄物の焼却施設
交 付 先	都道府県
交 付 の 額 (補 助 率)	都道府県が施設整備に要する経費又は都道府県が廃棄物処理センターに施設整備として補助する場合に要する経費の1/4

(別紙)

**産業廃棄物処理施設のモデル的整備事業の補助対象施設**

補助対象としては、最終処分場及び焼却施設のうち、周辺住民への安全性の説明が困難であり、かつ、必要な設備に限定する。

**1. 最終処分場**

補助対象設備等の内容	一廃	産廃
・管理・計量設備	○	○
・擁壁、堰堤その他廃棄物の流出防止に必要な設備	○	○
・止水壁その他止水に必要な設備	○	○
・雨水排除溝その他雨水、表流水の排除に必要な設備	○	○
・浸出液集水管その他浸出液の集水に必要な設備	○	○
・沈殿槽その他浸出液の処理に必要な設備	○	○
・飛散防止柵その他廃棄物の飛散防止に必要な設備	○	○
・破碎設備その他埋立処分の前処理に必要な設備	○	×
・消火設備その他火災防止に必要な設備	○	×
・前各号の設備に必要な電気・ガス・水道等の設備	○	×
・前各号の設備に必要な建築物のうち、くい、基礎に係る部分	○	×
・積出施設、陸揚施設等ごみの搬入に必要な設備	○	×
・埋立処分に直接必要な設備及び前号の設備の設置に必要な擁壁、護岸、防潮壁等	○	※△

\*補助対象施設と一体不可分のもののみ対象

**2. 焼却施設**

補助対象設備等の内容	一廃	産廃
・受け入れ・供給設備（搬入・搬出路を除く）	○	○
・燃焼設備その他ごみの処理に必要な設備	○	○
・燃焼ガス冷却設備	○	○
・余熱利用設備	○	×
・通風設備	○	○
・灰出し設備（灰固化形化設備含む）	○	○
・排水処理設備	○	○
・換気・除じん・脱臭等に必要な設備	○	○
・冷却・加温・洗浄・放流等に必要な設備	○	○
・前各号の設備に必要な電気・ガス・水道等の設備	○	×
・前各号の設備に必要な建築物のうち、くい、基礎に係る部分	○	×
・搬入車両の洗車設備	○	×
・電気・ガス・水道等の引き込みに必要な設備	○	×
・上記設備及び前各号の設備の設置に必要な擁壁、護岸、防潮壁等	○	※△

\*補助対象施設と一体不可分のもののみ対象

## 環境事業団による建設譲渡事業の概要

目 的	産業廃棄物の広域的な処理を行うことが必要な地域における産業廃棄物の適正な処理を図るために、環境事業団において蓄積されたノウハウと国の機関としての信用力を活用して、産業廃棄物の最終処理分等の産業廃棄物処理施設（一般廃棄物をあわせて処理する施設を含む。）を建設し、譲渡する業務を行うことにより、地方公共団体等を資金面、技術面で支援する。
譲 渡 先	地方公共団体、第1セクター及び第3セクター（公共出資率が50%以上のものに限る。）
対 象 施 設	産業廃棄物の最終処分場（面積概ね10ヘクタール以上又は容量概ね30万立方メートル以上）及び当該最終処分場に併設される中間処理施設（焼却施設、汚泥の脱水施設、廃プラスチック類破碎施設等）。 なお、平成12年度より、焼却施設（100t/日以上のガス化溶融施設又はそれと同程度の機能を有するもの）について単独で対象化。
事 業 資 金	(1) 頭金 総事業費の10%以上（譲渡契約時に事業団に納入） (残金については、環境事業団が財政投融资資金から借入) (2) 返済条件 ① 元金支払方法：元金均等半年賦 ② 利率：経済状況により変動 ③ 返済期間：20年以内（据置期間2年を含む。）

## (4) 廃棄物処理施設・廃棄物処理業の許可要件等の強化について

### 1. 施設の設置

(改正前)

- 施設の構造が、技術上の基準に適合していること  
 ○ 施設が、周辺地域の生活環境の保全及び廃生省令に定める周辺の施設について適正な配慮がなされたものであること  
 ○ 申請者が、維持管理を的確かつ継続して行う能力があること  
 ○ 申請者が、欠格要件に該当しないこと

(改正後)

- ① 施設の構造が、技術上の基準に適合していること  
 ② 施設が、周辺地域の生活環境の保全に適正な配慮がなされたものであること  
 ③ 申請者が、維持管理を的確かつ継続して行う能力があること  
 ④ 申請者が、欠格要件に該当しないこと  
 (廃棄物処理法違反者、破産者等)



### 2. 施設の譲渡

(改正前)

- 譲渡後30日以内に  
都道府県知事へ  
届出

(改正後)

#### 都道府県知事による許可

- 申請者が維持管理を的確かつ継続して行う能力があること  
 ○ 申請者が欠格要件に該当しないこと



### 3. 処理業の許可の取消し

- 事業の用に供する施設、業者の能力が基準に適合しなくなった場合等を取消事由に追加

# 産業廃棄物処理業からの暴力団排除について

〈改正の内容〉（平成12年10月1日から施行）

〈改正の背景〉

## 1. 産業廃棄物処理業の許可の欠格要件に関する要件を追加

- 暴力団員、暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
- 役員等に暴力団員等に該当する者がある法人
- 暴力団員等が事業活動を支配する法人

※ 産業廃棄物処理施設の許可要件においても、同様の要件を追加。

※ 許可の取消事由となる。

## 欠格要件の判断

### 2. 都道府県警察本部長への意見聴取等

- 許可に際して、都道府県知事は、これらの欠格要件について都道府県警察本部長の意見を聴取しなければならない。
- 許可の取消し等に際して、都道府県知事は、これらの欠格要件について都道府県警察本部長の意見を聴取することができる。
- 都道府県警察本部長は、産業廃棄物処理業者について、これらの欠格要件に該当すると疑うに足りる相当の理由があるときは、都道府県知事に対し適当な措置をとるよう意見を述べることができる。

## 1. 産業廃棄物処理業に暴力団が介入している実態が存在すること。

- 産業廃棄物に関する廃棄物処理法違反検挙人員についての暴力団構成比

	平成6年	平成7年	平成8年	平成9年	平成10年
検挙人員	1,151人	918人	973人	1,169人	1,349人
暴力団検挙人員	68人	109人	121人	150人	183人
構成比	6%	12%	12%	13%	14%

(警察庁資料による。)

※ その他の犯罪についての暴力団構成比 (平成10年)

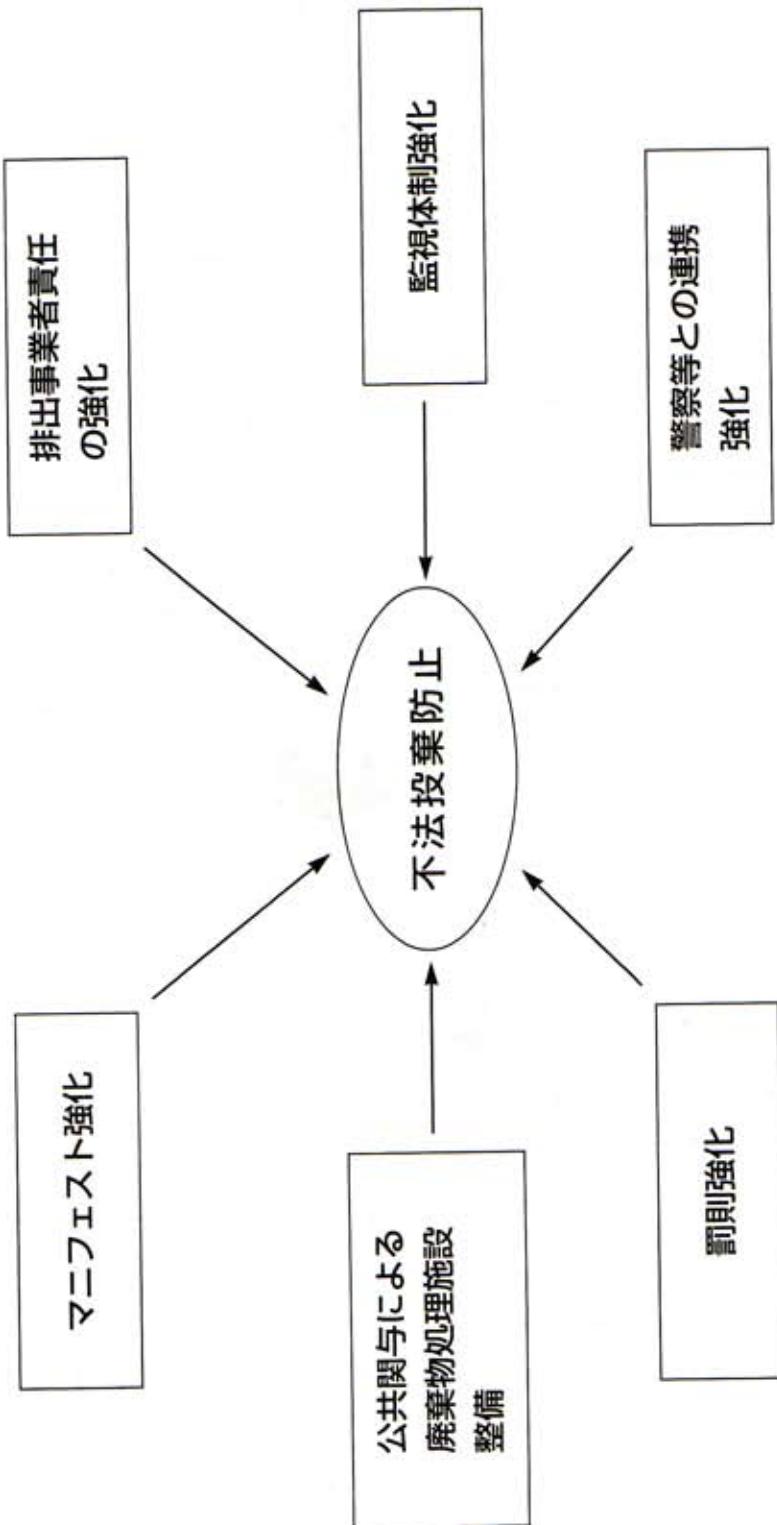
覚せい剤取締法違反	21%
傷害	14%
恐喝	9%

(平成11年「警察白書」による。)

- 2. 暴力団が産業廃棄物の処理をめぐって事業者を標的とした不当要求を行うおそれがあること。

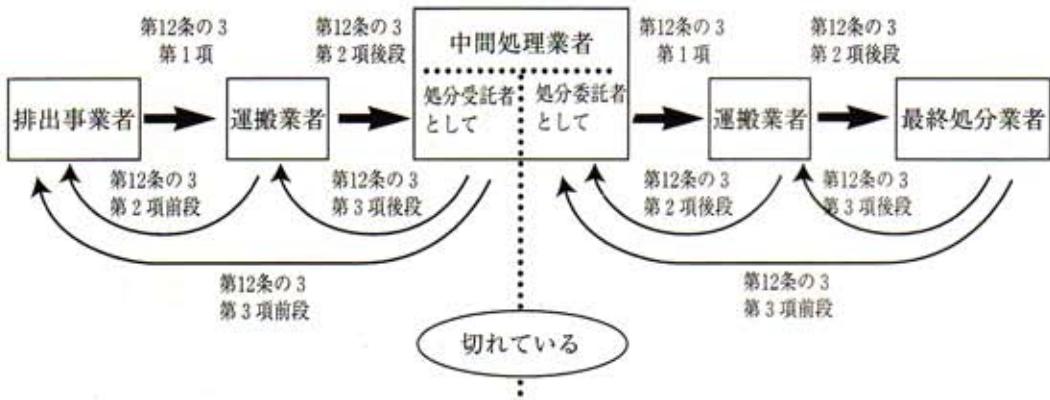
のような実態が現に存在すること。

## (5) 不法投棄対策の強化について



#### (6) マニフェスト制度の見直しについて

(改正前)

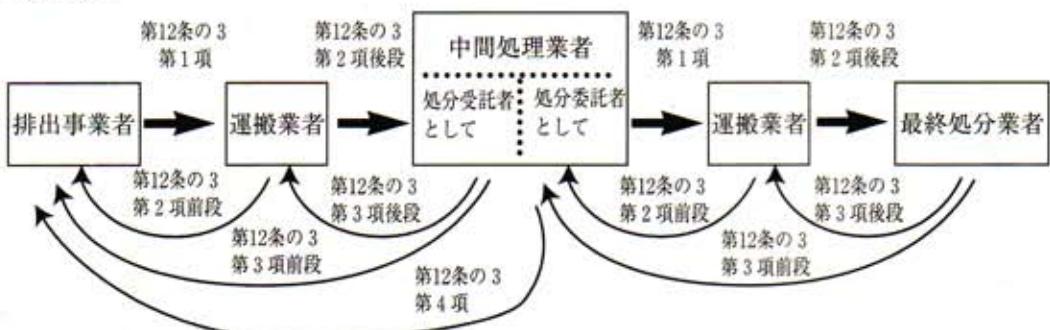


現 行：排出事業者は中間処理までの確認義務

問題点：排出事業者による最終処分までの確認不可

## 不法投棄の増加

(改正後)



①最終処分を記載した写しの送付を義務化

②写しに最終処分の記載を義務化

排出事業者が最終処分まで確認する流れを新たに創設

## 紙マニフェストと電子マニフェストが混在する事例〈1〉

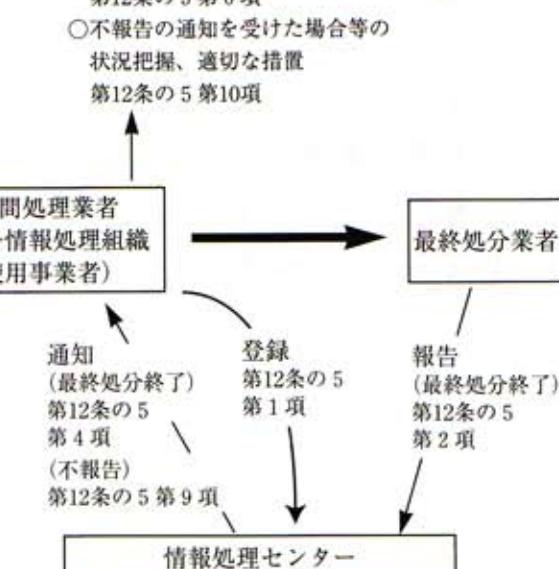
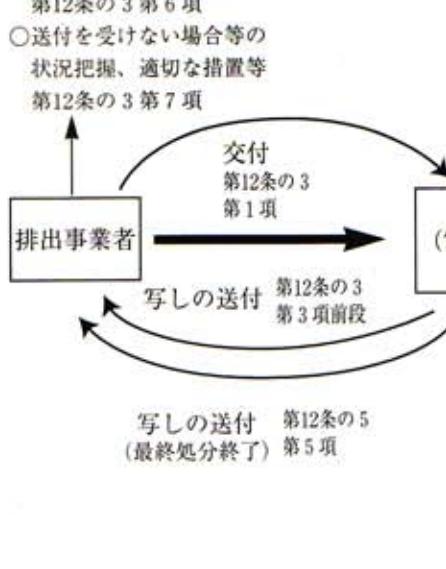
○送付を受けた写しの確認、保存  
第12条の3第5項

○管理票に関する報告書の作成、  
都道府県知事への提出  
第12条の3第6項

○送付を受けない場合等の  
状況把握、適切な措置等  
第12条の3第7項

○処分終了の確認  
第12条の5第6項

○不報告の通知を受けた場合等の  
状況把握、適切な措置  
第12条の5第10項



## 紙マニフェストと電子マニフェストが混在する事例〈2〉

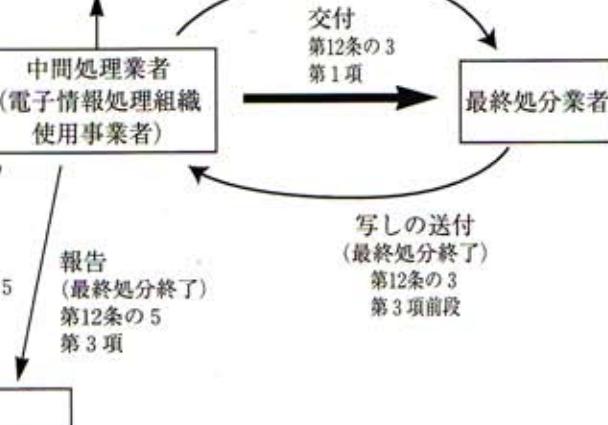
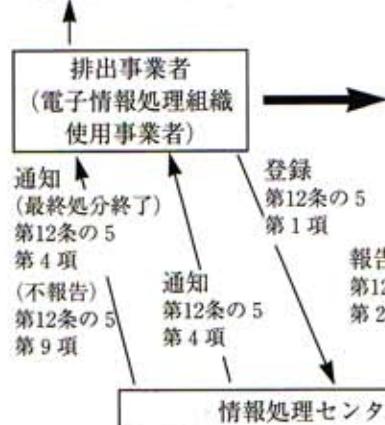
○送付を受けた写しの確認、保存  
第12条の3第5項

○管理票に関する報告書の作成、  
都道府県知事への提出  
第12条の3第6項

○送付を受けない場合等の状況把握、適切な措置等  
第12条の3第7項

○処分終了の確認  
第12条の5第6項

○不報告の通知を受けた場合等の  
状況把握、適切な措置  
第12条の5第10項



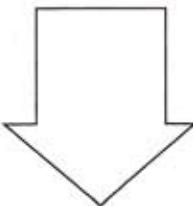
# 特 集

## 不適正処理の防止のためのマニフェスト義務等の強化について

### ○ 改正前

義 務 違 反	措 置 命 令 要 件	罰 則 適 用
不 交 付	△	×
虚 偽 記 載	△	○
虚 偽 管 理 票 交 付	×	×
確 認 義 務 違 反	×	×
保 管 義 務 違 反	×	×

(注) △印の措置命令は、不適正処理を行った者に直接委託した排出事業者・中間処理業者に限られる。



### ○ 改正後

義 務 違 反	措 置 命 令 要 件	罰 則 適 用
不 交 付	○	○
虚 偽 記 載	○	○
虚 偽 管 理 票 交 付	○※	○
確 認 義 務 違 反	○	×
保 管 義 務 違 反	○	○

(注) ※印は違反行為の関与者として命令の対象となる。

## (7) 不適正処分に関する原状回復等の措置命令の強化について

(改正前)

**措置命令** (第19条の4)  
生活環境保全上の支障を生じ、又は生ずるおそれがある場合に、支障の除去又は発生の防止を講ずる命令

〈命令対象者〉

- ・不法投棄を行った者
- ・委託基準違反の排出事業者
- ・産業廃棄物管理票不交付、虚偽記載の排出事業者

(改正後)

**措置命令**  
生活環境保全上の支障を生じ、又は生ずるおそれがある場合に、支障の除去を講ずる命令

〈命令対象者〉

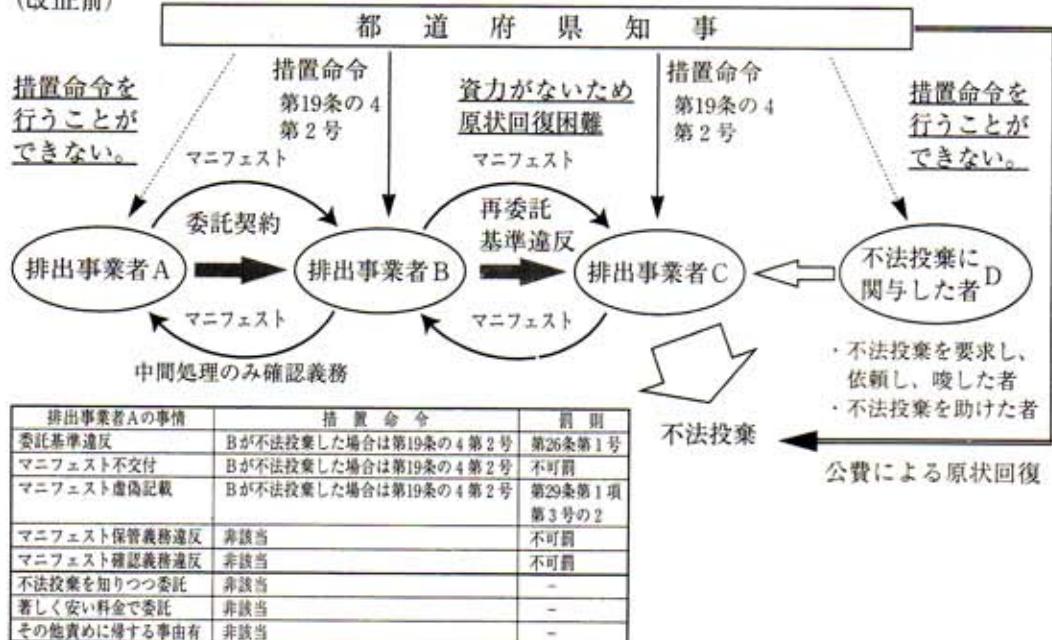
- ・不法投棄を行った者
- ・委託基準違反の排出事業者
- ・産業廃棄物管理票不交付、虚偽記載の排出事業者

(以下の場合を追加)

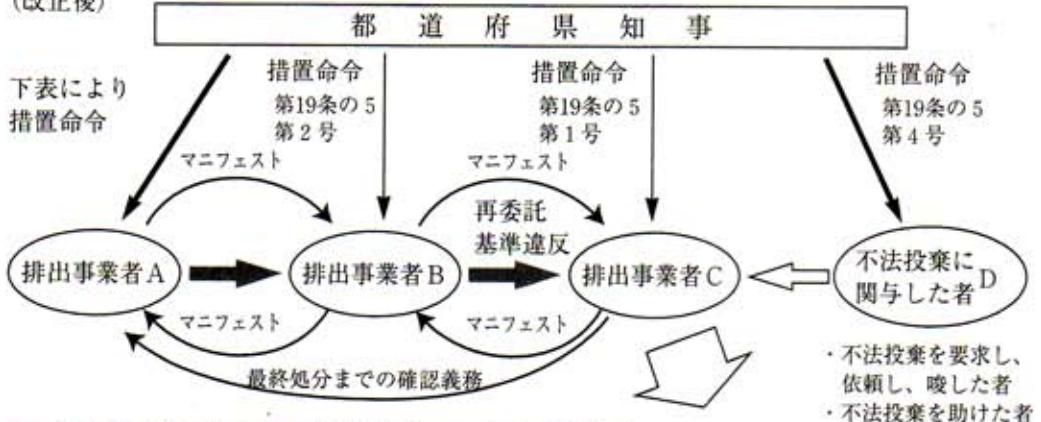
- ・産業廃棄物管理票の写しの送付を受けない場合に適切な措置を講ずべき義務に違反した者
- ・不適正処分に関与した者
- ・適正な対価を負担していないとき、不法投棄などを行われることを知り、又は知ることことができたときなどの一定の要件の場合の排出事業者 等

## 措置命令制度の問題点及び改正点

(改正前)

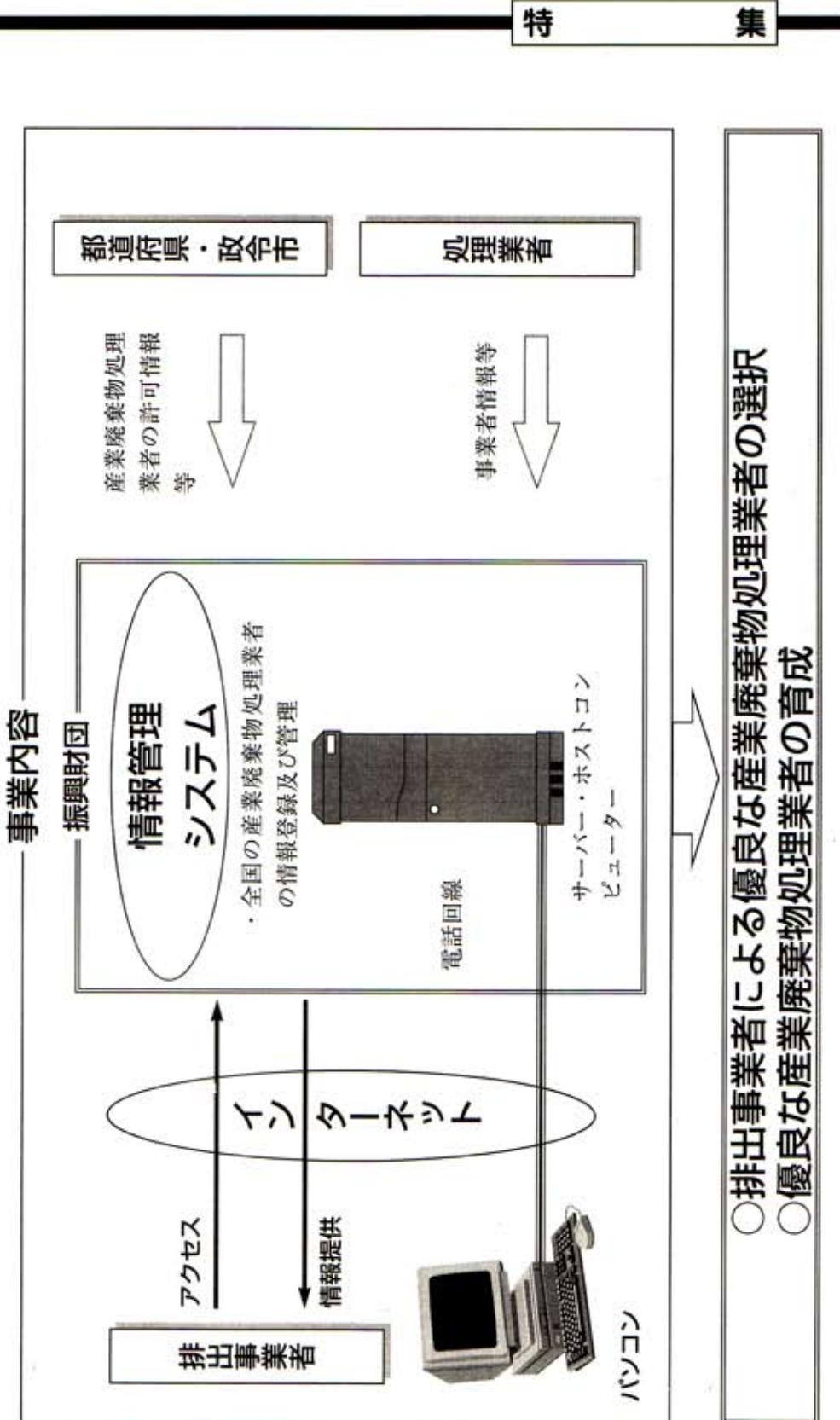


(改正後)



排出事業者等が最終処分の適正に必要な措置を講ずるよう努め、産業廃棄物の最終処分が終了するまでの処理状況をマニフェストで確認し、確認できないときは適切な措置を講すべきことを義務づけることを契機として、排出事業者等に対する措置命令制度を整備する。

# 産業廃棄物処理業者情報検索システム



## (8) 廃棄物の焼却の規制について

野外焼却の件数の急増

	平成8年度	平成9年度	平成10年度
件数(件)	2,587	3,794	5,385
量(トン)	72.221	45.835	39.983

\*件数はすべての事案について計上。量が不明の場合は0トンとして計上。

- 無許可業者など処理基準の適用されない者に対し、改善命令を行えないこと

制度の課題

- 改善命令に従って一度は止めるものの、別な場所で焼却を繰り返すなど、取締りが困難なこと等



野外での廃棄物の焼却を  
直接罰の対象に規定

(注) 他の法令又はこれに基づく処分による焼却や社会の慣習上、公益上やむを得ない焼却、周辺地域の生活環境に与える環境が軽微なものとして政令で定める焼却等は除く。

## (9) 責則の強化について

改 正 案	現 行 法	刑 罰
<b>第 2 5 条</b> (1) 無許可営業 (2) 無許可変更 (3) 事業停止命令・措置命令違反 (4) 委託基準違反 (5) 名義貸しの禁止違反 (6) 施設無許可設置 (7) 施設無許可変更 (8) 廃棄物の投棄禁止違反	<b>第 2 5 条</b> (1) 無許可営業 (2) 無許可変更 (3) 事業停止命令・措置命令違反 (3-2) 名義貸しの禁止違反 (4) 施設無許可設置 (5) 施設無許可変更 (6) 産業廃棄物の投棄禁止違反	<u>5年以下の懲役</u> 1000万円以下の罰金 又はこの併科  ※現行 3年以下
<b>第 2 6 条</b> (1) 委託基準違反、再委託禁止違反 (2) 施設改善命令・使用停止命令違反、改善命令違反 (3) 施設無許可譲受け・無許可借り受け (4) 無確認輸出 (5) 受託禁止違反 (6) 無許可輸入 (7) 輸入許可条件違反 (8) 廃棄物の焼却禁止違反	<b>第 2 6 条</b> (1) 委託基準違反、再委託禁止違反 (2) 施設改善命令・使用停止命令違反、改善命令違反 (2-2) 受託禁止違反 (3) 無許可輸入 (4) 輸入許可条件違反 (5) 一般廃棄物の投棄禁止違反	<u>3年以下の懲役</u> 300万円以下の罰金 又はこの併科  ※現行 1年以下
<b>第 2 7 条</b> センター職員守秘義務違反	<b>第 2 6 条の 2</b> センター職員守秘義務違反	1年以下の懲役 50万円以下の罰金
<b>第 2 8 条</b> 施設使用前検査受検義務違反	<b>第 2 7 条</b> 施設使用前検査受検義務違反	6月以下の懲役 50万円以下の罰金
【削除】(第 2 6 条へ)	<b>第 2 8 条</b> 無確認輸出	50万円以下の罰金

**特 集**

改 正 案	現 行 法	刑 罰
<b>第29条</b> (1) 管理票交付義務違反・記載義務違反・虚偽記載 (2) 管理票写し送付義務違反・記載義務違反・虚偽記載 (※ 収集運搬) (3) 管理票回付義務違反 (4) 管理票写し送付義務違反・記載義務違反・虚偽記載 (※ 处分) (5) 管理票写し保存義務違反 (6) 虚偽管理票交付 (7) 電子管理票虚偽登録 (8) 電子管理票報告義務違反・虚偽報告		50万円以下の罰金
<b>第30条</b> (1) 帳簿備付け・記載・保存義務違反 (2) 業廃止・変更届出、施設変更届出、施設相続届出義務違反 (3) 維持管理事項記録・備付け義務違反 (4) 処理責任者等設置業務違反  (5) 報告拒否、虚偽報告 (6) 立入検査拒否・妨害・忌避 (7) 技術管理者設置義務違反	<b>第29条</b> (1) 帳簿備付け・記載・保存義務違反 (2) 業廃止・変更届出、施設変更届出、施設承継届出義務違反 (2-2) 維持管理事項記録・備付け義務違反 (3) 処理責任者等設置義務違反 (3-2) 管理票虚偽記載、電子管理票虚偽登録 (4) 報告拒否、虚偽報告 (5) 立入検査拒否・妨害・忌避 (6) 技術管理者設置義務違反	30万円以下の罰金
<b>第31条</b> 廃棄物処理センター又は情報処理センターの役職員による監督規定違反	<b>第29条の2</b> 廃棄物処理センター又は情報処理センターの役職員による監督規定違反	30万円以下の罰金
<b>第32条</b> (法人等両罰規定) (1) 廃棄物の投棄禁止違反 (2) その他	<b>第30条</b> (法人等両罰規定) (1) 産業廃棄物の投棄禁止違反 (2) その他	1億円以下の罰金刑 各本条の罰金刑

# 岐阜県環境配慮事業所(Ｅ工場)登録制度 の創設について

岐阜県健康福祉環境部環境管理課

## (制度の趣旨)

事業者が、その事業活動に伴う環境への負荷を低減するとともに、環境に配慮した自主的かつ積極的な取り組みに努める活動を促進し、もって環境汚染の未然防止を図り、地域の環境の向上を目的とした全国で初めての制度です。

## (登録)

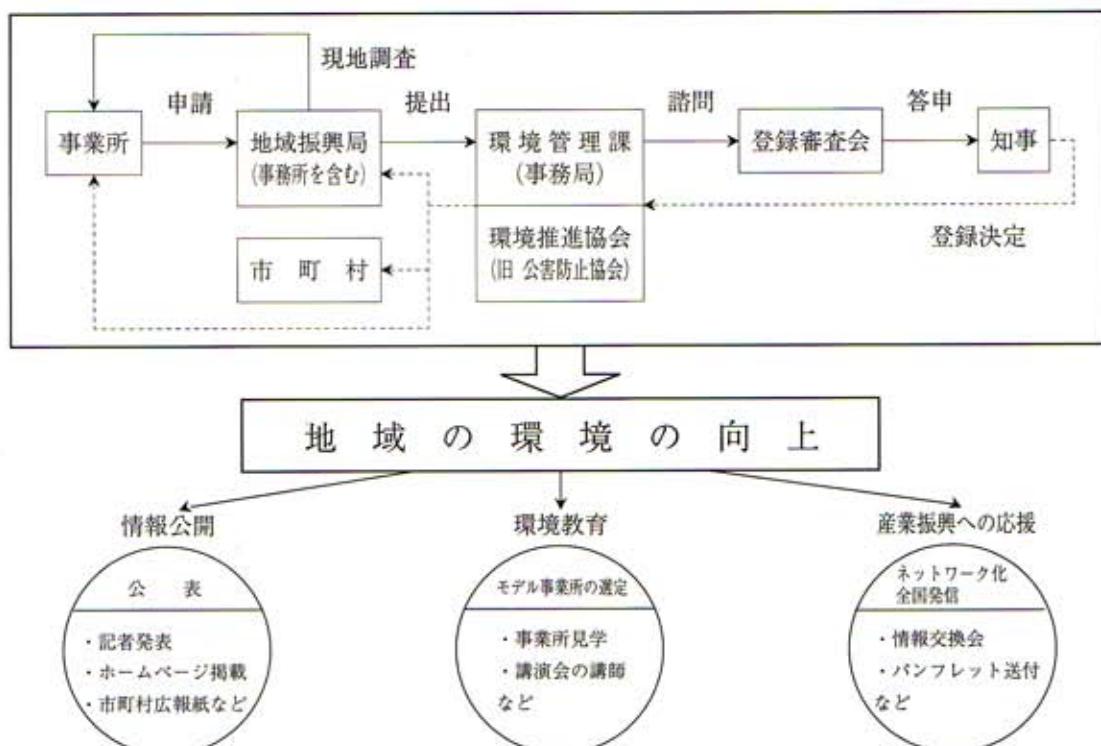
公害防止対策及び化学物質の適正管理をはじめ、廃棄物・リサイクル対策、地球環境保全対策、緑化への取り組み及び地域の環境保全活動への協力・支援など、登録要件に適合する事業所を「岐阜県環境配慮事業所(Ｅ工場)」として登録します。

なお、ISO14001取得事業所については、優先的に取り扱います。

## (登録対象事業所)

県内に工場、事業所を有する全ての事業所を対象とします。

## (登録に係る手続きフロー)



## 特 集

### (登録審査会)

学識経験者、産業界及び県民代表から意見を聞き審査するため審査会を設置します。審査会の委員については、次に示します。

役 職 等	氏 名
岐阜大学教授（流域環境研究センター長）	菊池 多賀夫
岐阜大学地域科学部助教授	*三井 栄
岐阜県環境審議会会长	吉田 三郎
岐阜県経営者協会専務理事	木下 孝二
岐阜県地域婦人会連合会環境専門委員長	*竹中 昌子
岐阜県生活学校連絡協議会会长	*金山 富士子

\* 女性委員

### (登録後の効果)

事業所が登録することにより、地域の環境への向上を図るとともに、下記に示す事項により、事業所の発展につながる。

#### ① 情報公開

環境配慮事項等を記者発表、市町村広報紙・エコメディアぎふ掲載等により公表し、地域住民の事業所への理解の増進等を図ります。

#### ② 環境教育

10ヶ所程度をモデル事業所に選定し、事業所見学受入れや講師要請等環境教育を強化します。

#### ③ 産業振興への応援

登録事業所のネットワーク化による情報交換会を開催し事業所自身のレベルアップを図ること、登録事業所のパンフレットの作成・配布を全国に発信する等産業振興への応援を行います。

### (登録受付)

平成12年8月1日から

# 登録要件

区分	要件項目
1. 公害防止	<ul style="list-style-type: none"> <li>公害関係法令の手続きがされていること。</li> <li>公害防止施設の管理体制が整備されていること。</li> <li>大気汚染、水質汚防防止等の機器や設備を使用していること。</li> <li>ばい煙、排水等の自主検査結果が、過去3年間法定基準値を超えていないこと。</li> <li>過去3年間、公害に係る行政処分を受けていること。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域住民又は市町村との公害防止協定を締結し、適切に運用されていること。</li> <li>法定基準を上回る自主基準値を設定し、その達成に努めていること。</li> <li>ばい煙、排水等について、法定回数以上の自主検査を行っていること。</li> </ul>
2. 化学物質の適正管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>化学物質の管理体制が整備されていること。</li> <li>過去5年間の化学物質の使用量を把握していること。</li> <li>毒物及び劇物取扱法の対象となる化学物質の保管については、施錠及び表示がなされていること。</li> <li>從業員に対して、緊急時のための研修・訓練を年1回以上実施していること。</li> <li>化学物質の回収、除去及び処理のための機器や設備を使用していること。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>岐阜県のPRTTRガイドラインへの排出量、廃棄物への移動量を把握していること。</li> <li>化学物質の使用量等の削減計画を実行していること。</li> <li>化学物質の使用工程を参加していること。</li> <li>化学物質への転換を図っていること。</li> </ul>
3. 廃棄物処理・リサイクル対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>市町村の処理計画に従い、一般廃棄物を分別していること。</li> <li>廃棄物の排出量や処理方法を把握していること。</li> <li>オフィス用紙等の使用削減を行っていること。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>廃棄物の削減計画及びリサイクル計画を設けていること。</li> <li>環境に配慮した製品を生産していること。</li> <li>岐阜県廃棄物リサイクル認定品等の購入に努めていること。</li> </ul>
4. 二酸化炭素削減等地球環境保全対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>日常業務で、節電・節水等に積極的に取り組んでいること。</li> <li>省エネルギー型機器の導入など省エネルギー対策を講じていること。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>環境に配慮した製品（エコマーク商品、グリーン購入認定商品等）の購入に努めていること。</li> <li>二酸化炭素等の温室効果ガスを削減するための計画を設けていること。</li> <li>自動車の効率的な運行計画の作成、低公害車への代替等輸送効率の向上を図っていること。</li> <li>重油から天然ガスへの使用変更等環境負荷の少ない燃料への転換を実施していること。</li> </ul>
5. 経済への積極的取組及び地域の環境保全活動への協力・支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業所敷地内はもとよりその周辺の清掃を定期的に実施していること。</li> <li>花木の植栽等による環境美化に努めていること。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>岐阜県が推奨する大気環境木を積極的に植栽していること。</li> <li>ホタル等貴重動植物の保護、河川清掃等地域住民が実施する環境保全活動に積極的に参加していること。</li> <li>従業員の環境ボランティア活動を推進する制度が設けられていること。</li> </ul>

# 岐阜市の自然環境の保全と対策

岐阜市環境部環境管理課

社団法人岐阜県産業環境保全協会の皆様には、日頃から生活環境の保全と産業廃棄物の適正処理におきまして、格別のご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

当市は、岐阜県の南部にあり、木曽三川が流れ日本有数の広さを持つ濃尾平野の北端にあって、豊かな水と緑に恵まれたところです。

市街地を流れる長良川は、「名水百選」、「水浴場55選」に選ばれるほどの良好な水質を維持しているだけでなく、川が醸し出す歴史の香りは「音風景百選」にも選ばれるなど当市の文化の象徴といえます。また、照葉樹林の原生自然景観を残す金華山、鳥類や哺乳類が豊富な百々ヶ峰をはじめとする里山は、野生の動植物にとってかけがえのない我が家であり、私たちにとっても憩いの場であり癒しの場になっています。

このようなかけがえのない自然という財産を、子、孫の代にまで引き継いでいくことは、私たちに課せられた緊急かつ重要な課題と考えています。

当市では「岐阜市第4次総合計画」に掲げた将来都市像の「美しく豊かな生活都市」ぎふの実現に向け、環境面の事業指針として「岐阜市環境基本計画」を策定しています。その基本目標のひとつである「都市と自然との共生」を実現するため、自然環境保全対策の推進に努めています。保全対策としては、実態調査による自然環境資源の把握、自然環境の重要な地域の指定、ガイドブックによる事業者・市民への情報提供、及び環境教育・環境学習への支援等を実施しています。今後は保全活動をされる個人・団体の方々と協働しながら、快適な環境づくりを目指していく

ことが重要と考えております。

## 〈調査の経緯等〉

実態調査あるいはガイドブック作成の経緯等について簡単に説明します。

実態調査は、岐阜市環境審議会・企画部会の委員や自然環境の各分野の専門家で構成された調査検討委員会を設置し、基本方針、調査方法、班構成等を検討しながら実施しました。調査は自然学総合研究所に委託し、期間は平成8~10年度の3年間で、文献調査に1年、実態調査に2年を費やし、調査内容は岐阜市全域についての地形地質、植物、動物、自然景観に関する分野としました。

平成11年度に実態調査をまとめ、これらを基に事業者と市民向けに2種類のガイドブックを作成しています。前者は、事業者が事業計画段階で情報を活用し環境に配慮した保全対策が実施できるよう、また後者は、市民が地域の自然環境を十分に理解し、地元での保全活動を実施する際あるいは小中学生等が環境学習に活用できるよう作成しています。

## 〈調査の結果〉

今回の7分野の調査で、生息・生育が確認された動植物は合計3,434種に上り、その中には環境庁や岐阜県などで指定されている貴

## 確認された動植物の種類

分 野	種 類	貴重種の種類と名称
植 物	860	11種：ヒメウホネ、シコブシ等
哺 飲 類	32	9種：ニホンカモシカ(天然記念物)
鳥 類	205	19種：オオタカ、ハチクマ、コアシサシ等
両 生 類	13	3種：カスミサンショウウオ、ダルマガエル、
爬 虫 類	15	オオサンショウウオ
魚 類	46	7種：ホトケドジョウ、スナヤツメ等
昆 虫 類	2,263	88種：ギフチョウ、オオムラサキ等
合 计	3,434	137種

重種が、実に137種含まれていることも判明しています。

調査結果から、当市に分布している動植物の種類は、意外にも豊富であることが確認できました。しかし同時に、開発や自然消滅で確認できなかった種も目立ち、動植物の生息・生育地で環境が悪化した地域が市内各地で見られることも確認されています。

#### 〈調査の特徴〉

今回の調査の特徴として、動植物だけでなく自然景観にまで範囲を広げていることがあげられます。地形・地質あるいはそこに生育・生息する動植物が織りなす姿は、岐阜市の固有性、歴史性を表現し、また、そこに住む人々に心の安らぎと思い出を与え、文化や歴史を育む基本と言えます。

- ・金華山：長良川と共に市のシンボル的存在
- ・百々ヶ峰：魅力的な景観が多く存在
- ・長良橋～千鳥橋：変化に富む河原は大陸的
- ・伊自良川：安食地域の豊かな生態系
- ・小紅の渡し：小舟による渡しと多数飛来するガン、カモ類の彩り

当市の景観は、長良川をはじめとする大小の河川と、金華山や百々ヶ峰に代表される里山の景観に集約されると言えます。

次の特徴としては、当市の地域特性を考慮した「岐阜市版レッドデータリスト（案）」の作成があげられます。

#### 岐阜市版レッドデータリスト（案）

分野	種類	貴重種の種類と名称
植物	860	26種 ヒメコウホネ、シデコブシ、エビネ
哺乳類	32	—
鳥類	205	14種 ササゴイ、ハチクマ、オオタカ
両生類 爬虫類	15 13	5種 カスミサンショウウオ、ダルマガエル 3種 タカチホヘビ、ジムグリ
魚類	46	7種 ホトケドジョウ、スナヤツメ、ハリヨ
昆虫類	2,263	70種 オオムラサキ、ギフチョウ、タガメ
合計	3,434	125種

環境庁、県の貴重種に、当市の調査結果に

よる地域特性を勘案して作成しています。さらに、これらを基にして、自然環境の優れた区域を2段階で抽出し、市全体を自然環境保全のためのゾーニングを行いました。

#### 〈自然環境重要区域〉

3番目の特徴としては、貴重な自然が多く存在する地域を重要度に応じ、8エリアの「極めて重要な区域」と「重要な区域」を指定し、環境保全を推進する中核として位置づけ、市民、事業者の方々と共に協働しながら、自然との共生、を目指していきます。

#### 「極めて重要な区域」8エリア

1 金華山：動植物の多様性が高い。 確認種—ヒノキ、オオタカ、ダルマガエル、スナヤツメ等
2 横現山：湿地生植物が多く、里山に依存。 確認種—シデコブシ、ホトケドジョウ等
3 長良川：魚類、鳥類、哺乳類が豊富。 確認種—アカザ、コアジサシ、エノキ群落等
4 百々ヶ峰：哺乳類、猛禽類に最適。 確認種—オオタカ、ホトケドジョウ、ギフチョウ等
5 安食・石谷・樺洞：伊自良川や里山により変化に富む。 確認種—ハリヨ、ギフチョウ等
6 雄倉・佐野：大型哺乳類が移動する里山。 確認種—オオタカ、ニホンカモシカ、シロマグラ等
7 北野：雜木林、田圃により昆蟲類が豊富。 確認種—オオムラサキ、ギフチョウ、ムカシヤンマ等
8 尻毛・河渡：河畔林等により鳥類の宝庫。 確認種—コアジサシ、ササゴイ、カモ、メガカ等

#### 〈最後に〉

このように、当市は河川と里山の自然が多く残された地域であるため、周辺の市町村と連携を取りながら岐阜地域全体として考える必要があります。さらに、河川や里山の保全のため、ボランティア団体の組織化、地元住民を中心とした活動の定着化、市民全体の意識の高揚と普及など、問題を一つひとつクリアしなければなりません。

今後は、上記の「極めて重要な区域」及び「重要な区域」だけでなく市全体の自然環境保全の対策等について、掲り所となる指針等の整備をしながら、大切な自然を守り育て次の代に引き継いでいくため、その対策や活動方法などについて市民の方々と共にじっくりと考えていきます。

# わがまちの産業廃棄物問題と対策

## ごみの減量化対策について



真正町長 矢野 勝

社団法人岐阜県産業環境保全協会の皆様には、日頃から生活環境の保全と産業廃棄物の適正処理に格別のご支援、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

本町は、濃尾平野の北西部、本巣郡中西部に位置し、県都岐阜市まで10km余り、大垣までは、南西へ10kmという立地条件にあります。

本町は根尾川の扇状地に広がっており、春と秋の温暖な気候と、夏の蒸し暑さや恵まれた降水量で、稲作を中心とした農業に適した地域として発展してきました。現在でも町の総面積の5割近くを水田が占めています。

町の西側を揖斐川支流の根尾川が、また、町の中央部を犀川が流れしており、川とともに生きている町とも言えます。これらの河川は、昔から農業用水としての役割を担ってきましたが、近年は町民の憩いの場としても利用されています。

また、主要地方道岐阜・関ヶ原線の整備による、岐阜市、大垣市方面への利便性の高まりと共に、近年、岐阜・関ヶ原線沿線を中心に急速に沿道型商業施設の立地が進んでいます。さらに岐阜市や大垣市などからの人口流入による住宅建設が進み、これらに伴って都市化が進展し、町のすがたは変化を見せはじめています。

町の人口は、11,739人、世帯数3,526世帯(平成12年9月現在)となっています。

当町のごみ収集体系は、可燃物、不燃物、粗大ごみに分類しています。

可燃物は毎週2回委託収集して西濃環境整備組合へ搬入しています。

不燃物は、金物類(スチール缶、アルミ缶、概ね50cm以下の金物)、ガラスびん類(無色透明・茶色・その他の色)、ペットボトルと、本年7月からプラスチック製容器、白色トレイを毎月1回ステーションにコンテナを設置して収集しています。また、町民にリサイクルを一層理解していただくために町内3カ所に空き容器回収機を設置しました。空き缶・ペットボトルのリサイクルをより推進するため、リサイクルカードを発行して、1本につき1点がカードに貯蓄され500点になりましたなら500円の商品券を差し上げ町民の意識の向上に力を入れています。

粗大ごみは、町内を地区割りして毎月1回委託収集します。

ダンボール・新聞・牛乳パック・雑誌等については、各小中学校のPTA及び子供会が中心になり、資源の有効利用を目的にリサイクル活動として廃品回収を行っています。町として、この集団回収には1kg当たり5円の奨励金を出しています。また、町婦人会、町副支部長が中心となり水切りネットの斡旋等、水の浄化の推進をはかっています。

平成11年6月より、家庭より出ます生ごみを、家庭菜園や庭木等の肥料として利用するために家庭用電気式生ごみ処理機を購入されます町民に、購入金額の1/2または、上限が2万円の補助制度を行っています。

今後増え続けるごみの減量化に向けて町民、行政と一体化となり分別の徹底について町民のみなさんに理解していただけますよう推進しているところでございます。今後とも、貴協会のご協力をお願いいたしますとともに、貴協会の益々のご発展を心よりお祈り申し上げます。

## 笠原町の廃棄物対策



笠原町長 水野 隆夫

岐阜県産業環境保全協会の皆様には、生活環境保全及び産業廃棄物の適正処理に格別なるご支援ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

当町は、岐阜県の東南端に位置し、東濃西部の多治見・土岐市に隣接し、南西は愛知県瀬戸市に接しています。

街の中央を笠原川が流れ周囲を小高い山と丘陵地が屏風のように連なっています。

南の頂には伊勢湾が望める潮見公園があり緑に包まれた風光明媚な小盆地であります人口は12,006人で、産業は陶磁器タイルを中心として窯業特化の町として栄え、いなか型未来都市を目指しています。

さて廃棄物問題は 当町にとっても死活問題でありました、最終処分場の埋立量及び管理に関しても他の市町村と同じく厳しい状況にありました。

ごみの減量化を図るため必死になって、住民に協力を要請しました。

住民による廃棄物減量等推進委員会、リサイクル実行委員会を設置ごみ減量化は 全てこの団体を通じ住民に呼びかけて行きました。

平成4年度にはリサイクル作業所を建設し、資源化ごみの分別作業の確立を図るべき、

全住民に対し毎月一回分別作業研修を始めました。

今年で10年目になりますが住民がかならず一回ごみの分別体験をすることによりリサイクルと減量化意識高揚になればと続けています。

ごみの分別は人間が生きていくうえの生涯学習であると位置づけています。

その効果は 平成5~6年度にかけ管理型埋立施設建設、平成9~10年度には焼却施設とリサイクルセンター（粗大ごみ処理施設、空き缶、ビン処理施設）を合わせたクリーンセンター建設の完成を見ることが出来ました。

この施設は 近代的設備をもってし尿処理汚泥、廃棄物浸出水処理汚泥を可燃ごみと混焼しダイオキシン排出を0.1ナノグラム以下とするようになっています。

このような大きな廃棄物行政の変化は、ごみの減量・再資源化と積極的に進められるようになってきました。

今では 町クリーンセンターで住民の協力をえ25品目以上の資源化物に分別が実施されています。

なお 陶磁器タイルくずは産業廃棄物対策協議会の減量化対策が効を奏し80%余リサイクルに廻されるようになりました。

以前は 白濁水として川に流されていた陶土も製造元へ還元することにより廃棄物としてではなく資源としての有用性が認められ再利用されるようになってきました。

今後は、基本的五原則を促進すると共に容器包装リサイクル法の全面実施に備え、循環型社会に向けて努力すべく県産業環境保全協会のご尽力が必要と思われますので、ご指導ご鞭撻のほどよろしくお願ひします。

### 美濃市曾代地区「放置廃タイヤ撤去」11,500本、県に協力実施

当協会適正処理委員会は、平成12年8月19日(土)、20日(日)の2日間、美濃市曾代地区に放置されている廃タイヤの撤去を、県職員のボランティア活動に協力し実施しました。

県からは、奥村寛治環境局長、中島正和中濃地域振興局武儀事務所長等30名、当協会から田中一郎適正処理委員長(日本環境株式会社取締役)石丸継治同副委員長(県メッキ工業



組合理事長)等15名、が参加し、また、地元から石川道正美濃市長、小川豊県議会議員、近松武弘県議会議員をはじめ美濃市職員、地元自治会員、一般市民等多数の方々のご協力を得て実施されました。作業は、次の各社から積み込み用重機1台、車両1日6台の提供を得て1日2回、2日間延べ24台分行われ92.28トン(約11,500本)が撤去されました。また、県環境局長・岐阜県中濃地域振興局武儀事務所長及び地元美濃市長から、別記の通り過分の礼状をいただきましたので礼文を紹介させていただきます。

・重機延べ2台・車両延べ8台(日本環境株式会社)、車両延べ8台(株粥川商店)、車両延べ4台(株研木村)、車両延べ4台(株美濃環境保全社)



平成12年8月21日

社団法人岐阜県産業環境保全協会  
適正処理委員会 委員長 田中一郎 様

岐阜県環境局長  
岐阜県中農地域振興局武儀事務所長

### ボランティア活動による 廃タイヤ撤去について

貴委員会におかれましては、益々ご発展のこととお喜び申し上げます。

今般は、美濃市曾代地区に放置されている廃タイヤについて、ボランティア活動による撤去にご協力いただき誠にありがとうございます。

県職員、住友大阪セメント株式会社岐阜工場及び貴委員会のご協力により、下記のとおり廃タイヤを撤去することができました。貴委員会のご厚意に対し深く感謝申し上げます。

県では、このような廃棄物の不適正処理を防止するため、平成11年3月に制定した「岐阜県廃棄物の適正処理等に関する条例」を厳格に運用してまいりますので、今後とも廃棄物行政にご理解とご協力をお願い申し上げます。

まずは略儀ながら書面をもちましてお礼のご挨拶とさせていただきます。

記

#### ○廃タイヤ撤去数量

8月19日(土) トラック延べ12台

40.82トン

8月20日(日) トラック延べ12台

51.46トン

合計 トラック延べ24台

92.28トン  
(約11,500本)



美環第286号  
平成12年8月21日

社団法人岐阜県産業環境保全協会  
理事長 中本貞実様

美濃市長 石川道政

### ボランティアによる不適正放置 タイヤ撤去について（御礼）

立秋を過ぎたといえ残暑厳しき折、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は、環境行政に対し格別のご理解、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当市の曾代地内に不適正に放置されております、廃タイヤについて、県職員の皆様方のボランティア搬出に際しましては、貴協会から多大なご協力を賜り誠にありがとうございました。

おかげをもちまして、現場から約10,000本のタイヤを撤去していただくことができまして、地元住民ともども深く感謝の意を表し、地元の市長といたしましても厚く御礼申し上げます。

関係役員の方はじめ、ご協力をいただきました企業や、当日作業にご参加いただきましたオペレーター・ドライバーの皆様方にも、よろしくお伝え願えれば誠に幸いに存じます。

今後、県当局共々、市といたしましてもボランティア搬出の希望をもっておりますので、その節には、今回同様のご協力が賜れば幸甚でございます。

今後の貴協会の益々のご発展を祈念し、略

儀ながらとりあえず書中をもって御礼のご挨拶とさせていただきます。

### 「環境フェスタ・ぎふ」 「地球環境村ぎふフェア'2000」同時開催

リサイクルや省資源などの環境問題や廃棄物問題に关心を持ってもらおうと9月2日～3日の2日間岐阜市長良福光の岐阜メモリアルセンターにおいて「環境フェスタ・ぎふ」（当協会共催）「地球環境村ぎふフェア'2000」（当協会協賛）が同時開催されました。2日間で31,000人が来場され、環境関連メーカー、団体等57社が環境関連の最新情報、技術・製品を紹介し、県内リサイクル認定製品企業22社の展示もあり、みなさんの環境問題にたいする关心の強さに力づけられました。



「環境フェスタ・ぎふ」「地球環境村ぎふフェア'2000」において盛況だった当協会出展ブース

また、9月2日隣接する未来会館で記念シンポジウムが開催され当協会の中本理事長の挨拶にはじまり、基調講演として石澤清史氏（環境庁・環境カウンセラー）が講演されました。次に記念シンポジウムは「廃棄物処理と市民の意識」をテーマに、環境庁・環境カウンセラーの石澤清史さんの進行役で歌手・エッセイストのアグネス・チャンさん、白鷗大学教授の福岡政行さん、香川県議の石井亨

## トピックス

さん、生活環境評論家の松田美夜子さん、県産業廃棄物処理協同組合・理事長森朴繁樹さんの計5人のパネリストが話し合われ大変好評でした。

当協会も1小間に出演しました。協会会員の紹介、案内の外展示物等について全会員にお詣りましたところ次の会員の方々からご協力をいただき2日間大変盛況であります。

○(有)キヨス合成リサイクルセンター

廃バチンコ台処理による固体燃料

○(株)クリエートサン

製紙スラッジのリサイクル

○(株)生物研究所

有機性廃棄物のバイオコンポストシステム

○不二見セラミック(株)

再生ブロック

○(株)丸善グループ

掲示板について

○(有)マルハチフィードバック

木屑の再利用(家具類)

○(社)岐阜県産業環境保全協会

啓発普及のためのパネル・ポスター等

## お知らせ

廃棄物処理法の改正により、マニフェストシステムが変わります。それにともない産業廃棄物管理票(マニフェスト)の様式改正が行われ、平成13年4月1日より施行されますので、お手持ちの在庫の確認のうえ、用紙購入は計画的にご利用下さい。

また、詳細については決定しだいお知らせします。

### 会員(企業)紹介

会社名 加納工業株式会社

代表者 代表取締役 加納英治

所在地 吉城郡神岡町大字釜崎365番地

電話 0578-2-6688

FAX 0578-2-6699

創業 昭和53年2月

資本金 1,000万円



#### ◆事業内容

- 一般建設業
- 産業廃棄物収集運搬業

#### ◆許可品目

- 産業廃棄物収集運搬  
岐阜県:がれき類  
\*美しい街づくりの為に、人に優しく、自然に微笑む環境の整備を!!

### 平成12年度第2回理事会開催

平成12年度第2回理事会（書面表決）が平成12年8月21日(月)に開催されました。

この理事会は「新規加入会員の承認について」開催されたもので、正会員20名、賛助会員5名が全理事の賛同を得て承認されました。

### 平成12年度第3回理事会開催

平成12年度第3回理事会（書面表決）平成12年9月5日(火)に開催されました。

この理事会は「新規加入会員の承認について」開催されたもので、正会員11名が全理事の賛同を得て承認されました。

### 平成12年度第2回各委員会開催

#### ▷広報編集委員会

（8月3日午前10時から開催）

##### 議題

- 1 「ぎふ保全協会報」第44号の編集方針について
- 2 「環境フェスタ・ぎふ」共催事業について
- 3 その他について

#### ▷適正処理委員会

（8月4日午後1時30分から開催）

美濃市曾代地区に放置されている廃タイヤの撤去について、当協会の対応を検討するため開催されました。

議題として事務局から、美濃市曾代地区に放置されている廃タイヤの撤去について、県から協力依頼があったので、当協会の今後の協力対応について検討されました。当委員会の開催には、県廃棄物対策課及び岐阜市環境管理課から担当者の臨席を得ております。

今回出席の県松岡技術課長補佐兼産業廃棄

物係長から、県では、環境関係部局職員のボランティア活動により、廃タイヤの撤去を8月19日(土)、20日(日)の2日間実施します、との撤去計画の報告があったので、田中委員長は、協会の対応の前に報告のあった県の計画について日時も切迫しているので、取りあえず当委員会として協力することとしてはどうかと諮り、全員の賛同を得て適正処理委員会として実施することを決定し、全員で現地を視察されました。

### 「廃棄物処理施設」の視察

研修指導委員会では、本年度の研修事業として視察研修会を7月4日、85名（バス2台）の多数の参加を得て次の通り行いました。



#### 視察先

- 1 株式会社サニックス岡崎工場：「廃プラスチックリサイクル施設」愛知県岡崎市下青野町字川原崎18-1
- 2 豊田加茂環境整備公社：「御船産業廃棄物処分場」愛知県豊田市御船町山ノ神56-8

### 「社団法人 岐阜県産業環境保全協会」 知事表彰受賞

平成12年7月に、岐阜県特別知事表彰要綱に基づき、当協会が環境保全活動の功績によ

り、岐阜県知事表彰を受賞することが決定し、平成12年8月23日(木)午後、長良川国際会議場において表彰されました。



## 全国正会員事務局長会議開催

社団法人全国産業廃棄物連合会正会員事務局長会議が7月26日午後1時30分から、都内虎ノ門バストラル「橋の間」に於いて開催され、松永事務局長が出席しました。会議では次の議題について協議されました。

- 1 平成12年度事業計画の推進について
- 2 廃棄物処理法施行規則の改正状況等について
- 3 実務研修会の実施について
- 4 部会の組織状況について
- 5 厚生大臣認定講習会の追加開催について
- 6 協会運営に関する情報交換について
- 7 その他

## 岐阜県家電リサイクル推進協議会の設置並びに設立協議会の開催

平成13年4月から家電リサイクル法が施行され、特定家庭用機器廃棄物のリサイクルが開始されます。

県として、この機会に、家電製造業者、収運事業者、行政が一体となり、家電リサイクル法の適正かつ円滑な実施に向けて、「岐阜県家電リサイクル推進協議会」を設置し、岐阜県の家電リサイクルシステムの構築を検討されていきます。

この協議会の委員として当協会の中本貞実

理事長が就任されました。

また、設立協議会が下記にて開催されました。(林専務理事が代理出席)

### 記

- 1 日時 平成12年8月29日(火) 13:30~15:30
- 2 場所 岐阜県県民ふれあい会館405会議室
- 3 議題

- (1) 岐阜県の家電製品の処理の現状について
- (2) 指定引取場所について
- (3) 家電リサイクルのシステムについて

## 平成12年度岐阜県産業廃棄物不法処理防止連絡協議会会議の開催

平成7年4月1日に設立されました「岐阜県産業廃棄物不法処理防止連絡協議会」の平成12年度の会議が下記の通り開催されました。(林専務理事、松永事務局長出席)

### 記

- 1 日時 平成12年9月19日(火) 13:30~15:00
- 2 場所 岐阜県シンクタンク庁舎内1~8会議室
- 3 出席者

- 岐阜県健康福祉環境部廃棄物対策課
- 岐阜県警察本部生活安全部生活保安課
- 岐阜県警察本部刑事部暴力対策課
- 岐阜市環境部環境管理課
- 第四管区海上保安本部警備救難部海上環境課
- 社団法人岐阜県産業環境保全協会

- 4 議題

- (1) 岐阜県産業廃棄物不法処理防止連絡協議会規約の改正について
- (2) 各機関の産業廃棄物不法処理事案の現状と防止対策について
- (3) 情報交換

## (4) その他

**平成12年度****第1回中部地域協議会の開催**

平成12年9月22日(金)15時より平成12年度第1回中部地域協議会が(社)全国産業廃棄物連合会専務理事大塚元一氏出席のもとに三重県四日市市において開催されました。

当協会からは田中一郎適正処理委員長、水谷重雄研修指導委員長、山村けい広報編集委員長、林杉雄専務理事が出席しました。会議では、次の議題について協議されました。

## 1 廃棄物処理法（一部改正の要点）

## 2 (社)全産連の事業計画（骨子）

- ・実務研修会の実施
- ・全国各協会の部会活動状況
- ・年間行事予定

- 3 中部地域協議会の11年度決算報告及び12年度予算（案）
- 4 中部地域各県の情報提供
- 5 その他

**改正「廃棄物処理法」等  
法令説明会開催（予定）**

今回の廃棄物処理法等の改正にともない、会員に対する法令説明会を次により開催（予定）致しますので予めご案内申し上げます。なお、詳細は、後日会員には文書でもってご案内申しあげます。

- ・日時 平成12年11月16日(木)  
13時15分～16時30分まで
- ・場所 岐阜産業会館・文化ホール  
(岐阜市六条南2丁目)

**協会発行（予定）図書のご案内**

当協会は次の図書を作成し会員に配布します。会員以外の方でご希望の方には頒布します。（手持ち量に限りがありますので無くなりましたときにはご容赦願います。）

**1 廃棄物の処理及び清掃に関する法律・法令集**

## 内容（平成12年9月13日改正分まで収録）

- ・上段 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- ・中段 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（政令）
- ・下段 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（省令（各様式））
- ・参考 産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律  
循環型社会形成推進基本法  
資源の有効な利用の促進に関する法律  
建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律  
食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律  
国等による環境物品等の調達の促進等に関する法律
- ・B5版、約500ページ、価額（予定）2,500円程度（送料別）価格は、（予定）印刷部数によって変動します。

**2 改正・廃棄物処理法のポイント**

廃掃法の改正にともない、今回、標記「啓発資料」を作成し、会員に配布します。会員以外の方でご希望の方には頒布します。（手持ち量に限りがありますので無くなりましたときにはご容赦願います。）

- ・B5版、約60ページ、価格700円（予定）、価格は、印刷部数によって変動します。
- ・発行予定日 10月中旬

注：編集中ですので、ページ等多少の増減があります。

## 厚生大臣認定産業廃棄物処理関係各種講習会

### 平成12年度開催結果報告

7月11日に「特別管理産業廃棄物管理責任者講習会」、7月12日に「産業廃棄物処理業に関する更新許可講習会（収集運搬課程）」、7月12日～13日に「産業廃棄物処理業に関する更新許可講習会（処分課程）」、9月12日～13日に「産業廃棄物処理業に関する新規許可講習会（収集運搬課程）」が岐阜県県民ふれあい会館において開催されました。開催状況は別表のとおりです。

#### ・特別管理産業廃棄物管理責任者講習会

開催日	定員	申込者数	欠席者数	受講者数
7月11日	100名	192名	2名	190名

#### ・産業廃棄物処理業に関する更新許可講習会

	開催日	定員	申込者数	欠席者数	受講者数
収集運搬	7月12日	100名	93名	0名	93名
処分	7月12日～13日	50名	32名	0名	32名

#### ・産業廃棄物処理業に関する新規許可講習会

	開催日	定員	申込者数	欠席者数	受講者数
収集運搬	9月12日～13日	100名	183名	33名	150名

(東海地方の集中豪雨による交通事情により欠席者が多くなりました。)

## 新規加入会員の紹介

平成12年度第2回理事会（書面表決）を8月21日開催し次のとおり新規加入会員が承認されました。

## &lt;正会員&gt;

社名・TEL	代表者	住所	業の区分
株式会社愛濃技建 ☎0575-67-1433	代表取締役 小林愛郷	〒501-4203 郡上郡八幡町初納536-2	収集運搬業
株式会社尾張紙業 ☎052-400-1288	代表取締役 野中勝太郎	〒452-0962 愛知県西春日井郡春日町下之郷新田86	収集運搬業
加納工業株式会社 ☎0578-2-6688	代表取締役 加納英治	〒506-1145 吉城郡神岡町大字釜崎365	収集運搬業
有限会社共栄産業 ☎0573-82-4121	代表取締役 伊藤保良	〒508-0300 恵那郡付知町葦原3098-1	収集運搬業
株式会社コウショウ ☎0577-55-3771	代表取締役 田口正	〒509-3327 大野郡朝日村大字小谷170	収集運搬業
神戸運輸株式会社 ☎0584-27-4556	代表取締役 森本茂樹	〒503-2327 安八郡神戸町大字和泉282-1	収集運搬業
有限会社三晃工業 ☎076-484-1137	代表取締役 平井勉	〒939-2175 富山県上新川郡大沢野町猪谷杉山割195-1	収集運搬業
セントラル建設株式会社 ☎0573-26-4114	代表取締役 阿部伸一郎	〒509-7201 恵那市大井町1202-4	収集運搬業 中間処理業
タイガー総業株式会社 ☎052-822-2611	代表取締役 今村孝治	〒457-0005 愛知県名古屋市南区桜台1-24-9	収集運搬業
株式会社谷汲碎石 ☎0585-56-3121	代表取締役 林久洋	〒501-1314 揖斐郡谷汲村名礼字橋角1265-9	収集運搬業 中間処理業
中部クリーン株式会社 ☎0574-63-1221	代表取締役 吉田登資	〒509-0214 可児市広見在原518	収集運搬業
株式会社長瀬土建 ☎0577-52-2233	代表取締役 長瀬利治	〒509-3205 大野郡久々野町大字久々野1559	収集運搬業
中根甫（中京貴金属） ☎0561-84-8607	—	〒489-0912 愛知県瀬戸市西松山町4-1	収集運搬業
船戸久幸（船戸商店） ☎058-234-0898	—	〒501-1145 岐阜市東改田腰前田188	収集運搬業

## 協会だより

社名・TEL	代表者	住所	業の区分
株式会社堀組 ☎0584-62-5075	代表取締役 堀 知 靖	〒503-0111 安八郡安八町西結2763	収集運搬業
有限会社松浦産業 ☎0593-21-1583	代表取締役 徳山 善一	〒510-0971 三重県四日市市南小松町374	収集運搬業
有限会社丸健商会 ☎0572-22-5829	代表取締役 柄川 健二	〒507-0818 多治見市大畑町7-33	収集運搬業
株式会社丸光イトウ ☎0574-61-0171	代表取締役 伊藤 光邦	〒509-0213 可児市瀬田889-2	収集運搬業 中間処理業
株式会社ヤマゼン運輸 ☎0595-39-1080	代表取締役 奥田 耕一郎	〒518-1152 三重県上野市予野字西出2700-1	収集運搬業
有限会社渡辺 ☎052-361-4632	代表取締役 渡辺 保次郎	〒454-0912 愛知県名古屋市中川区野田3-162	収集運搬業

### 〈賛助会員〉

社名・TEL	代表者	住所	備考
日本地質コンサルタント株式会社 ☎058-242-2121	代表取締役 伊藤 邦昭	〒501-3133 岐阜市芥見南山2-4-26	
MRCテックス株式会社 ☎0584-91-3161	代表取締役社長 鈴木 康一	〒503-8562 大垣市荒尾町1122	
三洋電機株式会社岐阜事業所 ☎0584-64-4131	岐阜地区総務部部長 中村 重信	〒503-0195 安八郡安八町大森180	
岐阜県印刷工業組合 ☎058-295-4831	理事長 大鹿 洪司	〒502-0914 岐阜市菅生2-6-15	団体構成員数 189社
株式会社クリエートサン ☎0584-71-1955	代表取締役社長 古田 和夫	〒503-2216 大垣市昼飯町1260	

平成12年度第3回理事会（書面表決）を9月5日開催し次のとおり新規加入会員が承認されました。

### 〈正会員〉

社名・TEL	代表者	住所	業の区分
揖斐郡森林組合 ☎0585-22-6511	代表理事組合長 杉岡 二郎	〒501-0603 揖斐郡揖斐川町上南方1973-370	収集運搬業 中間処理業

社名・TEL	代表者	住所	業の区分
有限会社上野産業 ☎0573-75-4760	代表取締役 糸魚川 幸江	〒509-9231 恵那郡坂下町上野867-12	収集運搬業
株式会社大竹工務店 ☎0574-25-2430	代表取締役 大竹 勇夫	〒509-0207 可児市今渡301-12	収集運搬業
共同輸送株式会社 ☎058-271-5097	代表取締役 大野秀穂	〒500-8245 岐阜市上川手字南出201	収集運搬業
坂本土木株式会社 ☎0578-2-1240	代表取締役 坂本 豊	〒506-1131 吉城郡神岡町大字麻生野514-22	収集運搬業
三新硝子株式会社 ☎058-239-3598	代表取締役 小沢 晃	〒501-1172 岐阜市下鶴飼1607-1	収集運搬業
大昌建設株式会社 ☎0577-33-9785	代表取締役 平林 則夫	〒506-0001 高山市冬頭町729-1	収集運搬業
中央清掃株式会社 ☎0584-74-8191	代表取締役 田中 剛	〒503-0222 大垣市高屋町2-3-1	収集運搬業
白光石油株式会社 ☎058-247-6211	代表取締役 橋枝文夫	〒500-8152 岐阜市入舟町5-5	収集運搬業
株式会社古川建材工業 ☎0573-68-5686	代表取締役 古川和博	〒509-9132 中津川市茄子川1683-51	収集運搬業
有限会社山田林業 ☎0572-23-0462	代表取締役 山田 正幸	〒507-0046 多治見市甘原町175	収集運搬業 中間処理業

## 参考 会員の移動状況

会員区分	5月23日現在	入会数	退会数	9月5日現在	増減
正会員	270	31	2	299	29
賛助会員	82	5	3	84	2
特別会員	2	—	—	2	—
合計	354	36	5	385	31

## 解体工事施工技士(平成12年度)

### ▶ 第8回資格試験のご案内 ◀

「解体工事施工技士」資格は、解体工事施工に関する唯一の総合的な資格です。

試験実施日：平成12年12月3日(日)

申込締切日：平成12年11月10日(金)

試験地：札幌、仙台、東京、大阪、広島、福岡。

主催：社団法人全国解体工事業団体連合会

〒104-0032 東京都中央区八丁堀4-1-3 安和宝町ビル6F

TEL 03-3555-2196

### ▶ 講習会のご案内 ◀

実施期間：平成12年10月～11月（各3日間）

申込締切日：定員になり次第締め切ります。

開催地：仙台、栃木、東京、大阪、広島、長崎。

○解体工事施工技士資格試験（講習会）

申込書の販売は、各都道府県の解体業協会、協同組合事務局で1部630円で販売します。

岐阜県は、岐阜県土木建築解体事業協同組合

〒500-8367 岐阜市宇佐南3-9-3 TEL 058-274-3315

## 協会への入会のおすすめ

協会組織の拡充強化を図るため、会員の増強について会員各位にお願いします

### 入会のご案内

産業廃棄物関係業界が互いに連携を保ち、適正な処理を行うことにより、失われつつある住民との信頼関係の回復に努めています。

こうした考え方立って当協会は、産業廃棄物の処理を通して「安心して住める、岐阜県づくり」に貢献することを願っています。

ついては、産業廃棄物業界の方々が会員としての信用と各種事業の成果を享受され、事業経営の一助とされますようご入会をご案内申し上げます。

### 入会には

入会申込書（協会にあります）に記入し、当協会宛にお送りいただければ、受付後、参考資料などをお送りするとともに、入会金及び会費の納入等についてお知らせします。

### 入会金

正会員 10,000円

※賛助会員については、入会金はいりません。

### 会費

#### ●正会員

区分	金額
産業廃棄物 処理業者	収集運搬の許可
	中間処理の許可
	最終処分の許可
排出事業者	一律月額 10,000円
再生利用指定業者	

#### ●賛助会員

賛助会員 年額 30,000円

### 納入方法

会費は、四半期毎に請求書をお送りします。  
(但、賛助会員は年1回)

# お知らせ

\* No. \_\_\_\_\_ ~ \_\_\_\_\_

\* No. \_\_\_\_\_ ~ \_\_\_\_\_

## 産業廃棄物管理票（マニフェスト） 購入申込書

次のとおり購入したいので申し込みます。

(単票1箱=100セット、連続票1ケース=1000セット入)

管理票（マニフェスト）の区分	種類	単価(円)	数量	備考
産業廃棄物管理票【直行用】6枚綴り	単票	2,500	箱	
	連続票	25,000	ケース	コンピューター専用
産業廃棄物管理票【積替用】7枚綴り	単票	2,500	箱	
	連続票	25,000	ケース	コンピューター専用
建設系廃棄物マニフェスト【建I】6枚綴り	単票	3,000	箱	収集・運搬業者1社の場合
建設系廃棄物マニフェスト【建II】6枚綴り	単票	3,000	箱	収集・運搬業者2社の場合

※建設系廃棄物マニフェストは、(社)岐阜県建設業  
協会においても購入できます。  
建設系廃棄物マニフェストは連続票も扱ってお  
ります。

※支払 方法	振込No
	現金
※整理	

平成 年 月 日

〒 —

住 所 \_\_\_\_\_

会社名 \_\_\_\_\_

代表者又は \_\_\_\_\_

取扱責任者 \_\_\_\_\_ 印 \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_

FAX番号 \_\_\_\_\_

(注) \*印の欄は、記入しないでください。

## お知らせ

### 集中豪雨災害のお見舞い

9月11・12日にかけての豪雨にて被害をうけられた皆様に心からお見舞い申し上げます。  
このうえは一日も早い復帰とご健康を心からお祈り申し上げます。

### 協会作成図書等のご案内

当協会では、次の図書を作成し会員に配布しました。ご希望の方には頒布します。(手持ち量に限りがありますので無くなりましたときはご容赦願います。)

1. 岐阜県・岐阜市の産業廃棄物関係規程集  
岐阜県廃棄物の適正処理等に関する条例、同施行規則、同指導要綱、各指針等。  
岐阜市産業廃棄物の処理施設の設置等に関する指導要綱。参考省令産廃様式。産業廃

棄物処理計画書策定の手引き。大規模建設工事等に係る産業廃棄物アセスメントの手引き。解体工事届出の手引き。小規模廃棄物焼却施設設置届出の手引き。を1冊にまとめて発行、1冊2,500円(送料別)

2. 協会要覧(平成12年度版9月発行)1冊2,000円(送料別)
3. 産廃処理実績報告書の書き方、1部200円(送料別)
4. よくわかる廃棄物処理実務のポイントB5版カラー刷り、1部500円(送料別)

## 編集後記

時の流れは早く、21世紀へのカウントダウンが始まった本年度は早くも後半に入り、いつの間にか秋桜が咲いています。ゼロ金利施策も解除され景気は回復基調といわれておりますが、我々にとってはまだまだその実感が湧かないこのごろです。

会員の皆様におかれましては、厳しい事業環境のなか産業を支え環境を守るために日夜ご尽力いただき、大変ご苦労様です。

県ではミレニアム2000イベント「地球環境村ぎふフェア'2000・環境フェスタぎふ」が同時に盛大に開催され、多くの県民参加の基に「永遠の碧き地球号を考える」よき機会となったことは誠に意義ある事業であったと思います。

21世紀への夢と希望を、世界200カ国・地域、最多の参加による第27回夏季五輪がシドニーで開幕し、スポーツを通して競いあう姿に世界平和の素晴らしさに大きな感動を覚えた楽しい毎日がありました。

本号が今世紀最後の号となりました。今年は、廃掃法の改正、循環型社会形成推進基本法等廃棄物・リサイクル関連法等多くの法律が整備公布され、21世紀こそは地球に優しい環境を考えながら、住み良い社会をみんなで築く為に遵法の精神で協力していかなければならぬものと思います。その為に会報を通して少しでも会員の皆様のお役にたつよう委員一同頑張りたいと思います。皆様のご協力をお願い申し上げます。  
(山村けい)

### ぎふ保全協会報編集委員

委員長 山村 けい

副委員長 野村 清晴

委員 川合 清和  
中尾 勝

野々村 清 繁  
山口 繁

(この会報は、省資源・省エネを通じ地球環境の保全を図るために再生紙を利用してあります。)

## 会員(企業)紹介

会社名 株式会社 青 山  
 代表者 代表取締役 米倉 清美  
 所在地 岐阜県郡上郡大和町剣734番地の1  
 電 話 0575-88-3339  
 F A X 0575-88-4975  
 創業 平成8年4月  
 資本金 6,000万円  
 従業員数 男子8名 女子1名  
 車両台数 4台



## ◆事業概要（又は沿革）

処分業の施設として焼却施設をもっており、焼却施設は4,800kg／日  
 焼却処分として、木くず・紙くず。  
 収集運搬業として、がれき類・ガラスくず及び陶磁器くず・金属くず・廃プラスチック類。

## ◆事業内容

- ・家屋解体・産業廃棄物収集運搬業
- ・産業廃棄物中間処分業

## ◆許可品目

## [産業廃棄物]

収集運搬【岐阜県】がれき類・ガラスくず及び  
 陶磁器くず・金属くず・廃  
 プラスチック類。

【岐阜市】がれき類・金属くず・ガラ  
 スくず及び陶磁器くず・廃  
 プラスチック類。

中間処理【岐阜県】木くず・紙くず（焼却）。



## お知らせ

次号45号（平成13年1月1日付発行予定）に会員（企業）紹介の掲載をご希望されます方は事務局までご連絡ください。

## 会員(企業)紹介

会社名 株式会社 ウエスギ物産  
代表者 代表取締役 上杉勝治  
所在地 三重県四日市市天ヶ須賀新町1番地の32  
電話 0593-65-6800  
FAX 0593-63-2055  
創業 大正10年4月  
資本金 3,000万円  
従業員数 35名(女子6名)



### ◆事業概要(又は沿革)

弊社は、大正10年に四日市市内で先代上杉利三郎が個人企業として発足。官公庁関係の扱い下げ品を主力に業務を開始。石油化学企業の進出に伴い業務拡大を図り、昭和39年10月に有限会社上杉物産とする。石油化学工業の構内作業及び運送業を拡張し、昭和40年4月に運送部門を有限会社上杉運送として設立。昭和44年6月、四日市市内石油化学企業の茨城県鹿島コンビナート開発に伴い鹿島営業所開始。昭和58年5月株式会社に組織変更、本社と営業所の業務拡大の為、昭和54年9月に営業所と産業廃棄物焼却部門を独立させる。昭和55年8月、被覆電線処理機(ナゲット処理機)を設置し非鉄部門を強化、取引先企業を拡充し、昭和57年4月には、株式会社ウエスギ物産と商号変更、昭和63年12月21日天ヶ須賀工業団地に移転する。同時にナゲット機械を2基に増設。平成6年8月に隣地2,000坪を取得、現在に至る。

### ◆事業内容

- ・非鉄金属くず販売(ナゲット加工)・産業廃棄物処理業
- ・建家解体工事

### ◆許可品目

#### [産業廃棄物]

収集運搬【岐阜県】汚泥廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず及び陶磁器くず、廃油、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残渣。

【岐阜市】木くず、紙くず、繊維くず、廃プラスチック類、廃油、汚泥、廃酸、廃アルカリ。

【愛知県】燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず及び陶磁器くず。

【三重県】保管・積替えを含む。

燃え殻(有害なものを除く)、汚泥(有害なものを除く)、廃油、廃プラスチック類、動植物性残渣、金属くず、ガラスくず及び陶磁器くず、ダスト類(有害なものを除く)施行令第2条第9号に規定するコンクリート破片等。

保管・積替えを除く。

廃酸、廃アルカリ、紙くず、木くず、繊維くず。

中間処理【三重県】廃プラスチック類、木くず、金属くず、ガラスくず及び陶磁器くず、施行令第2条第9号に規定するコンクリート破片等(破碎)。

#### [特別管理産業廃棄物]

【岐阜県】引火性廃油、腐食性廃油、腐食性廃アルカリ。

【愛知県】腐食性廃酸、腐食性廃アルカリ、感染性産業廃棄物、特定有害物(鉛を含むもの)。

【三重県】特定有害ダスト類(砒素を含むものに限る)、感染性廃棄物、引火性廃油、腐食性廃酸、腐食性廃アルカリ、特定有害廃石綿等、特定有害廃酸(鉛を含むものに限る)。



会員(企業)紹介

『環境』は、みんなで守るもの  
みんなの願い  
子孫に伝える宝物  
この道30年の実績で、そんな環境を  
守り・願い・実践する会社です。

■会社沿革	昭和46年5月	粥川 鉄 収集運搬業の開始
	昭和53年12月	粥川商店 設立
	昭和59年1月	株式会社粥川商店に社名変更
	平成1年4月	代表取締役の変更

- 事業内容 1. 産業廃棄物の収集運搬業  
2. 産業廃棄物の処分業（破碎・埋立）

■許可品目 •汚泥、燃えがら、鉱さい、ばいじん、がれきくず、金属くず、ガラスくず  
及び陶磁器くず、繊維くず、廃プラスチック類、ゴムくず、木くず、紙くず、  
動植物性残さ。（以上13品目）

貴社の廃棄物は、全てご相談下さい。

(許可)  
岐阜県  
岐阜市  
愛知県

産業廃棄物収集運搬業・処分業

かゆ かわ  
株式会社 粥川商店

代表取締役 粥川長司

営業所 〒500-8224 岐阜市高田3丁目1番1号  
TEL (058) 247-8066㈹  
FAX (058) 247-8757  
本社 〒500-8233 岐阜市蔵前6丁目15番8号

安全

迅速 処理

## 会員(企業)紹介

会社名 サンアース株式会社

代表者 代表取締役 古田泰一

所在地 多治見市喜多町2丁目98番地

電話 0572-25-7399

FAX 0572-25-7399

創業 昭和54年

資本金 1,000万円

従業員数 (海外含む) 525名



### ◆事業概要（又は沿革）

わが国は世界でもトップレベルの工業製品を誇っています。それは高精度、高品質の製品素材によって支えられています。わが社はそうした貴金属製品素材の供給をするために昭和54年、貴金属原料の販売を目的に創業しました。その後、産業界からの要望に対応するために、貴金属原料を安定的にしかも良質な原料を確保するために鉱山開発に積極果敢な取り組みを試みました。現在わが社は日本の高度な鉱山技術のノウハウをフルに生かして、インドネシアにおいて金、銀鉱山の開発事業やフィリピンにおいて金、銀、ニッケル、クロム等の鉱山の開発を着々と進めています。独自の技術、技能を結集して、高品質の貴金属原料の供給を通じて多様化する産業界のニーズに柔軟に対処できるグローバルな思想を持ち、独創性豊かな人材を育成し、この分野におけるスペシャル企業になることをめざしています。

### ◆事業内容

海外の鉱山開発、海外からの金・銀・ニッケル・銅・クロム・錫・アルミ・亜鉛等の原料収集及び販売、特別管理産業廃棄物及び産業廃棄物の取扱、化学産業廃棄物の取扱、貴金属原料、化学工業薬品、資源リサイクル事業、化学産業廃棄物事業。

### ◆許可取得

- 産業廃棄物収集運搬

岐阜県、岐阜市、愛知県、名古屋市、三重県。

- 産業廃棄物中間処理

名古屋市。

- 特別管理産業廃棄物収集運搬

岐阜県、岐阜市、愛知県、名古屋市、三重県。

## 会員(企業)紹介

会社名 寿和工業株式会社

代表者 代表取締役 清水道雄

所在地 可児市広見一丁目47番地

電話 0574-62-2121

FAX 0574-62-6661

創業 昭和27年8月28日

資本金 9,600万円

従業員数 141名



### ◆事業概要（又は沿革）

昭和54年に産業廃棄物処理業を開始し、以後確実な適正処理により各方面より信頼を頂いている。環境をめぐる諸問題に積極的に取り組み、その技術向上に努力している。

### ◆事業内容

- ・産業廃棄物処理業・環境計量証明事業・肥料生産販売業・骨材生産販売業・建設業。

### ◆許可取得

- ・産業廃棄物

収集運搬：岐阜県、岐阜市、愛知県、豊田市、豊橋市、名古屋市、三重県、静岡県、静岡市、浜松市、長野県、長野市、福井県、石川県、滋賀県、京都府、大阪府、大阪市、兵庫県、西宮市、神戸市、尼崎市、山梨県、神奈川県、横浜市、川崎市、横須賀市、相模原市、東京都、埼玉県、茨城県、栃木県、新潟県。

中間処理：岐阜県。

最終処分：岐阜県。

- ・特別管理産業廃棄物

収集運搬：岐阜県、岐阜市、愛知県、豊田市、豊橋市、名古屋市、静岡県、静岡市、浜松市、三重県、長野県、長野市、富山県、富山市、石川県、金沢市、福井県、滋賀県、京都府、大阪府、大阪市、兵庫県、西宮市、尼崎市、山梨県、神奈川県、横浜市、川崎市、横須賀市、相模原市、東京都、埼玉県、千葉県、千葉市、茨城県、新潟県。

最終処分：岐阜県。



## 会員(企業)紹介

会社名 日本環境株式会社

代表者 田中一郎

所在地 大垣市三塚町1272番地

電話 0584-73-5380 (代表)

FAX 0584-73-5343

創業 昭和56年3月

資本金 1,000万円

従業員数 25名



### ◆事業概要（又は沿革）

昭和56年創業以来、産業廃棄物の収集・運搬・処分業を遂行し、地域振興と自然環境の保全に取り組んでいます。特に近年は、廃タイヤ・廃プラスチック類の再生利用を促進し、海外輸出へ向けての基盤の確立を進めています。

### ◆事業内容

産業廃棄物収集・運搬・処分業

### ◆許可品目

#### 【産業廃棄物】

収集運搬【岐阜県】燃えがら・汚泥・廃油・廃プラスチック類・紙くず・木くず・繊維くず・動植物性残さ・ゴムくず・金属くず・がれき類・ガラスくず及び陶磁器くず・鉛さい・ダスト類。

【岐阜市】汚泥・鉛さい・廃プラスチック類・ガラスくず及び陶磁器くず・燃えがら・木くず・がれき類・金属くず・廃油。

【愛知県】燃えがら・汚泥・廃プラスチック類（自動車等破碎物を除く）・紙くず・木くず・繊維くず・ゴムくず・鉛さい・がれき類・金属くず（自動車等破碎物を除く）・ダスト類・動植物性残さ・ガラスくず及び陶磁器くず（自動車等破碎物を除く）。

【名古屋市】燃えがら・汚泥・廃プラスチック類・紙くず・木くず・繊維くず・ゴムくず・金属くず・ガラスくず及び陶磁器くず・鉛さい・廃油・ぱいじん・がれき類。

【滋賀県】燃えがら・汚泥・廃プラスチック類・紙くず・鉛さい・ぱいじん・ガラスくず及び陶磁器くず・工作物の除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物。

【三重県】燃えがら（有害なものを除く）・汚泥（有害なものを除く）・廃油・廃プラスチック類・金属くず・ガラスくず及び陶磁器くず・鉛さい（有害なものを除く）・がれき類。

【福井県】燃えがら・汚泥・廃プラスチック類・ガラスくず及び陶磁器くず・鉛さい（これらうち特別管理産業廃棄物であるものを除く）。

【岡山県】汚泥。

中間処理【岐阜県】がれき類・廃プラスチック類・ガラスくず及び陶磁器くず・金属くず・木くず（破碎）。廃プラスチック類（廃タイヤ）（破碎）。

最終処分【岐阜県】がれき類・廃プラスチック類・ガラスくず及び陶磁器くず・金属くず（建設工事に伴い発生する物に限る）。

#### 【特別管理産業廃棄物】

収集運搬【岐阜県】感染性産業廃棄物

【岐阜市】感染性産業廃棄物

【滋賀県】感染性産業廃棄物

【愛知県】感染性産業廃棄物

#### 一般廃棄物処理施設

岐阜県：施設の種類：ごみ処理施設（破碎施設）

一般廃棄物の種類：廃ゴムタイヤ



## 会員(企業)紹介

会社名 株式会社 研木村  
代表者 代表取締役社長 木村 虎男  
所在地 大垣市新田町5丁目22番地  
電話 0584-89-7195  
FAX 0584-89-7978  
創業 昭和25年4月  
資本金 2,000万円  
従業員数 45名(平成12年9月現在)



### ◆事業概要(又は沿革)

昭和25年4月 「研木村」創業 創始者 木村政一  
昭和45年7月 岐阜県知事登録をし本格的営業業容拡大  
昭和56年7月 法人化し「株式会社 研木村」とする  
昭和56年7月 重機部門を独立させ「木村工業有限会社」を設立  
昭和56年12月 大垣市新田町に社屋を新築移転  
平成元年7月 岐阜支店を開設  
平成4年10月 リサイクルセンター開設  
平成5年3月 焼却炉完成 運転開始

### ◆事業内容

1. 各種構造物解体工事
2. 土木工事
3. 研り工事
4. カッター・コアーボーリング工事
5. 金属屑業
6. 産業廃棄物 収集運搬業
7. 産業廃棄物 中間処理業

### ◆許可品目

#### 【産業廃棄物】

収集運搬 【岐阜県】木くず・ガラスくず及び陶磁器くず・金属くず・紙くず・繊維くず・燃え殻・汚泥・廃プラスチック類・がれき類。

【岐阜市】燃え殻・汚泥・廃プラスチック類・紙くず・木くず・繊維くず・金属くず・がれき類・ガラスくず及び陶磁器くず。

【愛知県】木くず・がれき類。

中間処理 【岐阜県】木くず(焼却)。



## 会員(企業)紹介

会社名 有限会社 マルハチフィードバック  
代表者 代表取締役 山下 誠  
所在地 岐阜県郡上郡高鷲村鮎立2112-1  
電話 0575-72-0018  
FAX 0575-72-0019  
創業 大正14年4月  
資本金 3,000万円  
従業員数 男子25名、女子7名  
車両台数40台



### ◆事業概要（又は沿革）

当社は、丸八建設株式会社の関連企業として丸八建設株が時代の要請に応えた事業体として平成4年6月に起業されました。代表取締役山下 誠は丸八建設株の3代目の社長であると同時に総合建設業としての丸八建設株の公共性極めて強い企業責任を痛感し、不法投棄された多くの建設廃材の山を目前にして、自ら早急の解決をめざし立ち上げました。以来、マルハチフィードバックは、建設業界の排出する建設廃棄物をリサイクルする救世主として多くの人々に喜ばれています。社長の山下は持ち前の明るい笑顔で力強く明言しています。「この美しい国土の環境を守り引き継ぐことにより子孫たちに美しい日本を残してやるのだ」と云っています。(有)マルハチフィードバックは、美しい日本の為にいつまでも、創造性を生かして頑張っていきます。

### ◆事業内容

- ・総合建設業・パーク堆肥・産業廃棄物収集運搬業・産業廃棄物処分業

### ◆許可品目

- ・産業廃棄物収集運搬  
岐阜県：がれき類。
- ・産業廃棄物中間処理  
岐阜県：がれき類、ガラスくず及び陶磁器くず（破碎）。



## 会員(企業)紹介

会社名 株式会社 美濃環境保全社  
代表者 代表取締役 林 久仁  
所在地 岐阜県本巣郡糸貫町仏生寺391の7  
電話 058-323-1578  
FAX 058-323-2165  
従業員数 男子29名 女子3名  
車両台数 車両31台、パワーショベル4台、  
リフト3台、タイヤショベル4  
台、破碎機1機、プレス機3機



### ◆事業概要（又は沿革）

当社は昭和60年廃棄物収集運搬の許可を取得し廃棄物の適正な処理に努めてまいりました。

近年特に環境問題がクローズアップされ多種多様の廃棄物を分別する事によりリサイクルの比率を高め最終処分場への持込を少なくしなければならないと考えます。当社で永年検討してまいりました中間処理業取得の為、大型破碎機を購入し平成12年4月には中間処理業の許可を取得する事が出来ました。今後は廃棄物処理法を遵守し環境問題等で多様化する社会変化にも対応出来るよう努めてまいりたいと思います。

### ◆事業内容

- ・官公庁委託業務（7町村）・事業所及一般廃棄物処理業・軽土木及家屋解体業
- ・産業廃棄物収集運搬業・産業廃棄物処分業

### ◆許可品目

#### 【産業廃棄物】

収集運搬【岐阜県】がれき類・ガラスくず及び陶磁器くず・木くず・金属くず・紙くず・ゴムくず・繊維くず・燃え殻・汚泥・廃プラスチック類・動植物性残渣・鉱さい・ダスト類。

【岐阜市】廃プラスチック類・ガラスくず及び陶磁器くず・がれき類・木くず・燃え殻・汚泥。

中間処理【岐阜県】がれき類・木くず・金属くず・廃プラスチック類・ガラスくず及び陶磁器くず・紙くず・繊維くず（破碎）。





協会のシンボルマーク

平成12年9月30日発行 第44号  
編集 発行 社団法人 岐阜県産業環境保全協会  
理事長 中本貞実  
〒500-8384 岐阜市薮田南1丁目11番12号 水産会館1階  
TEL<058>272-9293  
FAX<058>272-6764  
印刷 共和印刷株式会社